

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(平成28年3月1日)

○ 森 智広委員長

おはようございます。何名か遅刻の連絡をいただいておりますので、定刻にもなりませんでしたので、始めさせていただきます。

まず初めに冒頭にお知らせいたします。昨日、各委員のタブレットに10月から1月にかけて行われました所管事務調査、コンビナートの現状と今後の方向性についての報告書（案）及び1月に実施した指名競争入札の考え方に関する所管事務調査の報告書（案）を送付しております。内容についてご確認をいただきまして、修正等のご意見がある場合は、3月10日木曜日までに議会事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。

インターネット中継、お願いします。

昨日、商工農水部の審議の途中ではありましたが、本日は市立四日市病院の審議のほうから始めさせていただきます。

これより予算常任委員会産業生活分科会としまして、市立四日市病院所管部分の議案について審査を行います。

まず、院長よりご挨拶いただきたいと思います。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

平素は市立四日市病院の運営に種々ご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本日は平成28年度当初予算についてご審議賜ります。平成28年度は、高精度放射線治療棟整備の最終年度であり、また、この治療棟整備にあわせて行う改修工事の初年度に当たります。今後、血液透析室の改修を初めとした内視鏡室、レントゲンテレビ室、化学療法室の拡張、さらには救命救急センターの病床機能の向上を予定しております。これら一連の工事完成後には、当院の診療機能は飛躍的に向上します。

一方、本年4月に予定されております診療報酬の改定に当たりましては、新聞紙上でもマイナス改定と報じられております。非常に厳しい病院経営を余儀なくされますが、今後も良質な医療の提供と地域医療の推進、健全経営に取り組み、市民の皆様信頼される病院であり続けるよう、職員一丸となって努力してまいります。

これより事務局より詳細説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 森 智広委員長

ありがとうございました。

議案第68号 平成28年度市立四日市病院事業会計予算

○ 森 智広委員長

それでは、議案第68号平成28年度市立四日市病院事業会計予算についてを議題といたします。本件については、議案聴取会におきまして追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 太田市立四日市病院総務課長

病院総務課長、太田でございます。おはようございます。よろしくお願いたします。議案聴取会で資料請求ございましたものについて説明させていただきます。タブレットのご用意よろしいでしょうか。

それでは、1項目めから説明させていただきます。まず病院機能評価、28年度は5年に1度の病院機能評価の年であります。その体制、スケジュールはどうかということでございました。

まず、病院機能評価についての説明をさせていただきます。これにつきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構が行うものでございます。(1)で、病院機能評価とは医療を見つめる第三者の目。病院機能評価は、病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動(機能)が適切に実施されているかどうかを評価する仕組みとなっております。評価調査者、サーベイヤーと呼んでおりますが、これが中立・公平な立場に立ちまして、所定の評価項目に沿いまして病院の活動状況を評価します。評価の結果明らかになった課題に対しましては、病院が改善に取り組むことで医療の質向上を図るというものでございます。

認定病院に認定されますと、この病院はより良い病院作りを目指して成長し続ける病院という評価になるということで、この評価の結果、一定の水準を満たしていると認められた病院が認定病院でございます。すなわち、認定された病院は、地域に根差し、安心・安

全、信頼と納得の得られる医療サービスを提供すべく日夜努力している病院ということの評価でございます。

受審の効果としましては、受審準備する段階で、医療の質の向上と効果的なサービスの改善が図れるというところがございます。そして、第三者からの指摘によります職員の自覚と改善意欲の醸成——認定されることによる患者からの当院の医療に対する信頼の向上、認定された病院ということは公表していいと、公表するということになりますので——そういうのが図られるということです。

受審に向けた準備でございますが、今回の受審は、第1回目の平成18年、平成23年に次ぐ第3回目ということもありまして、当院としましては受審に向けたノウハウは既に蓄積されております。28年1月には、診療部長をトップとしまして、看護部、コメディカル、事務局で構成するプロジェクトチームを発足しまして、8月の受審に向け毎週協議を行っているところでございます。

スケジュールとしましては、先ほど申しましたように、1月にプロジェクトチームを発足、4月に受審の正式申し込み、6月に現行調査票、書類で提出するものでございますが、これを提出して、7月に書面審査がございます。8月に訪問審査、実際にサーベイヤーが来まして2日間にわたり審査を行い、2月ごろに審査の結果報告がされるというところでございます。このようなスケジュールで考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。次に、がん登録につきまして、個人情報を出さなければいけない、それについてのことはどういうものになるのかということでございます。そもそも従来のがん登録というのは、大ざっぱに分けて三つあります。まず一つは、各種の医学学会が主体となった臓器のがん登録。これは医学学会で研究者からの要望で、限定されたがんに対してのみ情報が収集されるというものでございます。2番目、がん診療連携拠点病院が主体となった院内がん登録。これはがん診療連携拠点病院は日本で約400施設ございますが、これの情報を集める。

そして、三つ目が、都道府県が主体となりました地域がん登録。都道府県内の情報の集計が可能であります。これについては都道府県ごとに収集する項目が異なっており、また、全ての病院に届け出る義務は課されていないというところでございますが、(2)で全国がん登録等の推進に関する法律が今年の1月に施行されました。これによりまして、全国の全ての病院に対して、がん罹患患者を届け出るようにこれは義務づけたものでございます。

これで、がんと診断された全ての人のデータを一つにまとめて集計し、分析、管理する仕組みでありまして、国は広範囲で正確な情報を収集し、それを活用できるようになるということです。これによりがんの罹患患者数が明らかになれば、例えば全国に何カ所のがんの診療拠点を整備すればいいのか、この県には肺がんを治療する医師が何人必要か、どの年代の人にどのようながん検診を実施するのが効果的かといったような計画や対策を国が中心となり立てることが可能になるということでございます。

これにつきましては、がん罹患患者を各都道府県知事に届け出ることが義務づけられ、三重県におきましては、三重大学医学部附属病院内の三重県地域がん登録室が届け出先になります。各医療機関から都道府県へ、都道府県から国——これは国立がん研究センターでございますが——こちらのほうに提出されるということでございます。

実際に届け出する情報としましては、実際のがんと診断された人のお名前、性別、生年月日、住所とか、がんの診断を行った医療機関名、がんの診断を受けた日、がんの種類、がんの進行度、がんの発見の経緯、がん検診であるのか、健康診断とか人間ドックであるのか、病気で病院にかかったときに発見されたのか、がんの治療の内容、外科的治療をするのか、内視鏡治療をするのか、放射線治療をするのか、そういった本当に個人の実際の情報を登録していくということでございます。

(3) ですが、当院のがん登録につきましては、平成20年に電子カルテの導入を契機に、院内のがん登録を開始いたしました。平成23年に三重県ががん対策基本法に基づきまして、地域がん登録事業を開始いたしました。当院は、県が認定する地域がん診療連携推進病院としまして三重県に院内がん登録情報を提出し始めました。平成25年のがん診療連携拠点病院に準ずる施設として都道府県が指定する認定病院という位置づけで、国にも院内がん登録情報を提出ということで、23年に三重県に院内がん登録を提出、25年からは国にも提出という形で、国と県それぞれに対して提出するという形になっております。

平成29年、来年でございますが、先ほど説明しました全国がん登録が、今年の1月から義務化されましたので、この登録の開始に伴い、三重県に届け出をするということでございます。これにつきましては、1月1日から12月31日まで、その年の登録を次の年の8月に届け出るということでございます。ですので、今年から制度が始まりましたけれども、今年28年に行う届け出については、27年度のデータであるため、これは今年の8月については従来どおりに県と国にそれぞれに届け出をしますが、今年から始まった制度では、1月1日から12月31日までの今年のデータについては、来年の8月に届け出をするという形

でございます。

個人情報につきまして、先ほど申しましたように、実際のがんにかかった方のお名前、状況を届け出るといいますので、個人情報の保護は非常に重要となっております。①で、国では、国立がん研究センターから提供されました暗号化ツールを用いまして、ファイル全体を暗号化したデータをデータベースに送信する方法で収集しております。②で、三重県地域がん登録室に届け出るものについては、データを暗号化、圧縮して、解除はパスワードが必要なUSBを書留郵便で送付するという方法をとっております。

今度、全国がん登録はどうするかということなんですけれども、先ほどちょっと説明させていただきましたように、最初の届け出は来年8月が最初となります。具体的な届け出方法は現在まだ未定ということでございますが、当然ながら、国のほうから万全なセキュリティを伴った方法で届け出るといいう形になると考えております。

施設整備については、施設課長のほうからご説明させていただきます。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木でございます。私のほうからは、駐車場の整備計画とバス路線について説明させていただきます。

次のページになりますけれども、まず駐車場整備計画についてでございます。まず高精度放射線治療棟増築前の駐車台数をこの表に示しております。現在は、院内の部分を工事ヤード等に使用のため、院内で100台程度減少しております。ただ、下の配置図にある院外北駐車場の一部を臨時駐車場として利用することによって、ある程度台数の減をカバーしておる状況でございます。

現在のこの工事が完了しますと、工事ヤードに使用しておる部分を院内の駐車場、思いやり・車いす駐車場として再度整備いたします。それについては、当初と比べますと、一部、台数的には放射線治療棟の分として減少しております。その後、平成28年度に新たに院外北駐車場を70台整備いたしまして、こちらを供用開始した後に、院外南駐車場、院外西、院外南第2駐車場を28年度、29年度にかけて整備する予定でございます。最終的には627台——計画でございますが——駐車場を確保することとなりまして、従前よりも駐車台数を増加することができ、また、院外北駐車場というのは外来から非常に近い位置でございますので、患者さんの利便性を高めることにも寄与するものであると考えております。

次のページでございます。市立四日市病院を起点とするバス路線についてを説明させて

いただきます。まず病院の敷地内にあるバス停を起点とするバス路線につきましては3路線ございます。運行状況は表のとおりでございます。そのうち、市内循環線及び羽津山線につきましては、朝夕はおよそ30分間隔、日中の時間帯については1時間程度の間隔で運行されております。四日市港線につきましては、非常に本数が少なくて1日3往復程度の運行となっております。下に、病院を起点とします3路線の大まかなバス路線図を記載しております。

次に、参考までに、病院から北に約200mの位置にあります市立病院口、こちらのバス停についても一部記載しております。三重交通の三重団地笹川線、三岐鉄道の山之一色線、あかつき線、この路線がおおむね30分間隔で運行されております。それと、三重交通の桜台線につきましては、これも本数が少なくて1日4本程度の朝夕の運行となっております。説明は以上でございます。

○ 太田市立四日市病院総務課長

続きまして、次のページでございます。給与費について、28年度と27年度では6億円の給与費がふえたということの説明をということでございました。まず給与費については、今回の人事院勧告に伴う給与費の改定ということで、平均改定率が0.4%増いたしました。それぞれ、まず給与で2600万円ほど上がっております。

そして、手当でございますが、今回の改定で地域手当、これが7%から10%に上がると、支給率が引き上げということで、これで約1億円上がります。また、期末勤勉手当、いわゆるボーナスの支給月数が0.1カ月ふえたということで、これも約1億円の増ということで、その他手当につきましては、給与本給そのものが上がることに伴う増がございます。また、報酬につきましても、これも給与改定による増の影響でございます。

そして、法定福利費、これが大きく上がっております。平成27年10月に法の改正で、被用者年金一元化による増という形で、公務員の共済年金、これが厚生年金に統一されたことによりまして、その中で標準報酬月額制度が保険料の算定基礎になるということになってございまして、これでトータルで6億円の増になるというところでございます。

続きまして、6項目めの特別利益についてでございます。収益的収入の中で特別利益がございまして、これの内容はどういうものかということでございます。まず固定資産の売却益につきまして、固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格を超える金額を利益として計上するというものでございます。予算額は1000円でございますけれども、

28年度に想定がないため、頭出しとして上げたものでございます。

②の過年度損益修正益につきまして、27年度以前の損益の修正で、過年度に支出しました費用について返還を受けるなど、利益の性質を有するものを計上しています。これについても、28年度の想定がないため、頭出しとして1000円を計上したところでございます。

その他特別利益につきましては、先ほどご説明した上記以外の特別利益で長期前受金戻入のうち過年度分を計上したものでございます。長期前受金戻入は、一般会計負担金を財源に取得した固定資産の減価償却費をどのような財源で賄ったのかを明確にするため、一度負債に計上した上で、減価償却に合わせて収益化を行うものでございます。一般会計負担金は、企業債、元金償還金に対して行われておりますが、償還には据え置き期間がございます。このため、減価償却に合わせて収益化できなかった過年度分を特別利益として計上しているというところでございます。

以上、雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。追加資料に関して質疑、ご意見等ございます方、挙手をお願いします。

(なし)

○ 森 智広委員長

よろしいですか。でしたら、全般的な質疑、ご意見ございます方、挙手をお願いします。

○ 豊田祥司委員

先日、藤田議員が一般質問した、医療過誤というかどうかは別にして、そのことについて、来年度予算なので、そういうことが来年になったら、またこのように隠すというのか、議員に対してどのような説明をされるのか。あとは、こういう場合はお金がどこから出てくるのかなというのを含めて聞きたいと思います。

○ 森 智広委員長

一般的な話として。

○ 太田市立四日市病院総務課長

まずお支払い金額につきましては、病院で賠償責任保険という保険に入っておりますので、この支払った保険料のほうから保険金が支払われるということでございます。

○ 豊田祥司委員

今後、病院としての姿勢ですね、どういうふうには。

○ 太田市立四日市病院総務課長

病院のほうで医療過誤公表の基準を持っております。医療過誤によってその患者さんが死亡した場合または重篤な障害が残った場合については公表するという基準を病院を持っております。当然こういうふうなマスコミの公表になりますので、公表する前には市議会のほうにもご報告をさせていただくというところでございます。

○ 豊田祥司委員

じゃ、医療過誤にならなかつたら、示談で済んでしまったら、公表しないということに今後もなっていくということによろしいんですかね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

明らかな医療過誤ということでなければ、公表の基準に、また死亡または重篤な障害が残る、そういうことでなければ公表の基準とはしていないところでございます。

○ 森 智広委員長

このままですね。

○ 中森慎二委員

関連していいですか。とんでもない話を課長言っていると僕は思うんだけど、今回の藤田さんの一般質問のケースでも、1000万円という示談金が支払われているわけです。病院側は医療過誤はないとおっしゃっているんだけど、たしか院長、資料の提出を求めていると思うんですが、院長名で遺族の方におわび文書を出されているんですね。これを出し

ていただきたいということ。それから、示談書もぜひ出していただきたい。それに基づいて、その中身によって、医療過誤はないけれども1000万円支払った理由は何なんだと、ここをぜひ明らかにしてもらわないと。議会にも全く報告がない部分もありましたし、これは平成28年度予算における保険料、今、損保ジャパンから支払われているんだけど、その保険料は28年度予算にも計上されているはずなので、それに関連してぜひお聞きをしたいと思っているんだけど、そこら辺の情報開示をちゃんとするという事。

それから、一般質問では、十数件過去にも示談して支払われていると。これらの件数、中身、金額についても資料要求したいと思うんですが、委員長、よろしくお願いします。

○ 森 智広委員長

4点資料請求ありました。まず、藤田議員の一般質問のときに開示されました、院長名のおわびの文書、それから、示談書、そして、今回1000万円払われた理由、そして、他のこういった示談案件の資料、この4点の資料請求がありました。どうでしょうか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

一般質問の際に事務長もお答えさせていただいたところなんですけれども、この件につきまして、まず私ども、代理人を立てて交渉をしております。先方も代理人を立てて交渉しております。その中で先方の代理人を通じて当代理人のほうに、マスコミへの公表は希望しませんという文書が出ているところがございます。そういうことがございます。

そういう中で、示談書とか院長名のものにつきましても、議場で今スクリーンに映されたところがございますけれども、こういう、希望しませんというのがある中で、公、一般公開されているこの委員会の場では出すのはなかなか難しい。示談の件数についても、いつどういう方がこういう概要で示談金幾らというようなものについても、オープンになっている場では出すのは難しいと考えております。

○ 中森慎二委員

言っている内容が全くわからない。ちゃんと整理してしゃべりなよ。大事な話ですよ。今、あなた、公表できないと言ったじゃない。そののところ、あなた、どういう理由でこういう内容でもってそう言うの。議会が求めている、委員会が求めている資料要求ですよ。軽々に出せないなんて何を根拠にしてあなた言ってるのよ。責任ある人が答えなよ。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

先ほどのご質問の件ですけれども、個別の案件につきましては、医療に関する非常にセンシティブな情報も含まれておりますので、全体としての部分につきましてはこの場で情報提供はできますけれども、その他の部分につきましては、秘密会という形でしか出すことは、資料提供は難しいと考えておりますので、その辺特段のご配慮をいただきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

それはね、事務長、秘密会たる根拠たるものを示した上で、皆さん方が納得したらそうなる話です。もし代理人間において、マスコミ報道はしてほしくない。ここは議会です。しかも、それは何ですか、実名報道は我々は求めているわけじゃないじゃないですか。個人のプライバシーに関することは伏せてもらえばいいじゃないですか。その資料請求もこの場所に出せないというわけですか。もっとはっきりしてください。もしそれが出せないというなら、その代理人との間に結んだ文書をここに出さないよ。それが出なければ、秘密会にできないじゃないですか。

○ 森 智広委員長

秘密会にする理由を述べられますか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

秘密会にしていいただきたいという理由は、先ほども一部申しましたけれども、個人の非常に機微にわたる情報も入っております。それから、あと、相手方の情報提供についての了解がとれてない部分がございますので、そのことがございますので、公開の場では控えさせていただきたいということがございます。

○ 中森慎二委員

いや、答弁になってないよ。私は秘密会を否定するものじゃないです。それが正当な理由で秘密会にすべきであれば、私は協力しますよ。それでいいじゃないですか。皆さんに諮ってもらわなあかんですがね。でも、その根拠となる、代理人同士で確認した、口外し

てほしくないという親族の意思がどの文書に残っているんですか。それ出さないよ、ここへ。でなければ、秘密会にならないじゃないですか。しかも、個人を特定するような資料を私は出せと言っているんじゃないんです。名前も住所も伏せてもらえばいいじゃないですか。何も特定できないじゃないですか。それがどうして出せないの。

○ 森 智広委員長

ご遺族からの要請はあるんですか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

関係者の方から、代理人を通じまして、公表は希望しないというようなことでございます。

○ 中森慎二委員

だから、どういう確認をされているんですか。それ出さないよ。その公表というのは、何を、どこまでの部分を公表を控えてほしいと言っているの。そういうことも何もわからないじゃないですか。実名で公表しろとは我々何も言ってないんです。それができない理由は何ですか、それじゃ。行政文書はたくさんそんなのあるじゃないですか。

○ 森 智広委員長

あるかないかで。関係者からの公開を控えてほしいという書面はありますか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

書面は存在しております。

○ 森 智広委員長

それは出せますか。

○ 中森慎二委員

あるんなら、それを出してもらわないと、秘密会にできないじゃないですか。それが秘密会にする根拠でしょう。それも出せない、遺族はそう言っている、代理人とそうなって

いるって、あなたたちの都合のいい話だけでまとめようとしてもそれはだめです。私たちは委員会として当たり前の請求をしているんです。それが出せないなんていう、文書もあるけど出せないともし言うんだったら、とんでもない話です。出してください。

○ 森 智広委員長

今回は関係者からの公表を控えてほしいという希望の書面だけに限った話にさせていただきます。それを出せるか出せないかという部分ですけれども、一旦休憩入れましょうか。休憩を入れまして、45分再開です。

10 : 34 休憩

10 : 46 再開

○ 森 智広委員長

済みません、時間になりましたので、委員会のほう再開させていただきます。

理事者との協議の結果、少し提案をさせていただきたいと思います。

まず、中森委員のほうから資料請求のありました、関係者の方からの、公表を希望しないという根拠資料は、理事者との協議の結果、秘密会でなら出せるということですので、そこでまた協議していただいて、それが秘密会で取り扱うことがどうかというのはそこでまた議論させてもらおうとして、一旦根拠資料だけ見せてもらう。

○ 中森慎二委員

委員会でその資料を出してもらうことが、公文書としての確認です。まずそこが入り口です。その中身で秘密会をするかどうかを決めるので。秘密会になったら、資料そのものも出せないじゃないですか。回収になるじゃないですか。そんなのダメです。

○ 諸岡 覚委員

私も同意見で、秘密会にするかどうかの判断材料としてその資料が必要なんだと思うんです。中森代表のおっしゃるとおりで、遺族の方から公表しないでください、議論しないでくださいという要望があるというなら、その書類をきちんと。当然、名前とか住所とか

そんなところは黒で消してもらえばいいのであって、プライバシーが守られる状態にしてもらった状態で文書出してもらわないと、秘密会にする判断ができません。

○ 森 智広委員長

わかりました。

○ 日置記平委員

これは病院側が非常に鍵を握っていることでもあるし、実は患者さんの思いを最優先したらどういうふうな答えを出さなければいけないかということをやっぱり軸にして発言してもらうことが大事やに。我々が勝手に言って、そんなもん何で出せやんのやと言ってやで、出してまた次ので個人情報の問題で裁判にされたら誰が責任持つんかな。市長だよ。だから、そのところはもう既にこの前一般質問でもあったので、十分なる上に十分にも精査してもらっておると思うから、あんまり回りくどいこと言わずに、ノーならノーと言えればいいんだ。イエスならイエスと言えればいい。はっきりしていかないかん。だから、行き着くところは、法的な問題から縛りがどうなのかというところと言っておかないと、やっぱり起きたことを明確にしとく必要があると思う。

私が患者なら、これ、こんなことは困るな。困ると言ってるので、困るんだろう。部分的にいいと言うんだったら部分的にいいだろう。だから、そのところの問題はしっかり握っているのが病院側の皆さん方なんやで。だから、委員会で、あるいは私がやに、そんなもの出さなあかんと言ったってやな、言った人間が責任持てるのかな。このところはしっかりしておいてほしいの。だから、委員長にも責任が最後には出てくることだし、十分考えを理解してほしい。

○ 諸岡 覚委員

今、日置委員が言われたこともまさにそのとおりやと思うんです。患者さんが本当にやめてほしいと言うとんのやったら、そんなに議論するべきことではないと思うんだけど、ただ、一つわからんのが、患者さんが嫌がっておるという前提が病院サイドからは聞いとるんやけども、藤田議員は、じゃ、どうやってその書類入手してるの。そんなもの、遺族が持っておるか、病院側が持っておるかしかない書類を藤田議員が持っておったわけでしょう。ということは、その入手ルートが遺族側からもらっているんだとしたら、遺族側

が公表を望んでおるわけじゃないですか。そこで、1回参考人で藤田議員にもお越しただいて、どうやって入手したのか、どういうルートで入手したのかというの聞いて確認したほうがいいのかなと思うんです。

○ 森 智広委員長

1回整理させてもらっていいですか。事務長、秘密会でしか出せない理由をもう一度整理したいんですけども、病院内での理由なのか、先方との何かの法的とか、法的じゃないかもしれないですけども、形での制約がかかっているのか、その点どう整理しますか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

これは相手方代理人弁護士の意向として、手紙そのものについては控えていただきたいというふうに聞いております。

○ 森 智広委員長

仮に確認をとることはできますか。

○ 中森慎二委員

私はきのう遺族に確認させてもらいました。ぜひ公表してくださいと。何も問題ないですよ。

○ 森 智広委員長

弁護士への確認はとれますか。

○ 中森慎二委員

もう一ついいですか。もう一遍確認しますが、私たちは実名を出して資料を出してくれと言っていないんです。今まで行政の委員会の中において、個人特定ができない資料で秘密会にしたことなんてないです。それをあなたたちは求めているんですよ、今。あるかないかわからないような、代理人がそう言っていると。でも、私、確認したら、遺族の方は、代理人が勝手にやっているんじゃないかと言っているんです。そんなこと言ったことないと言っている。それぐらいの話だから、僕はあえて確認しているんです。代理人が病院に

対して、公表したくないという文書、あるなら出しなさいよ。でなければ、秘密会かどうかも確認できないじゃないですか。そんな状況まで僕は聞いているんです、遺族の人から。いいかげんなこと言っていたらだめですよ。

○ 森 智広委員長

わかりました。弁護士に確認をとってください。

この件は、審査留保させていただいて、弁護士との確認の後、なぜ出せないのか、ご遺族の許可もいただいている可能性があるという旨を伝えていただいた上で、わかり次第報告をお願いします。

○ 中森慎二委員

留保することはそれで結構ですので、あと、資料要求したいんです。医療過誤じゃないという今回のケースを判断したんですが、誰がどこの場所で判断したんですか。その議事録も出してください。医療過誤でないと判断した理由。それから、今の、代理人から、公表してほしくないと言ったのは、誰が言ったんですか。代理人が個人的に言っているんですか。遺族の意向も含めて言っているんですか。そのこともちょっとはつきりしておいてください。

○ 諸岡 覚委員

関連です。私も資料請求で、これは問題なく出せる資料だと思うんですけども、今回保険金からおりておるわけですね、1000万円。保険の出る約款というんですか、正直、私、理解できないのが、普通、保険というのは、こっち側に何らかの過失があったときに保険がおりるんだと思うんですけども、過失がなくてもおりる保険というのはすごい便利な保険だなと思うので、1回その約款を提出していただきたい。どんなときに保険がおりるかわかる部分について。

○ 森 智広委員長

2点ですね。お二人から2点。示談に至った理由もそうなんですけれども、その院内での検討資料と、保険契約の約款を2点追加ということです。

ほかに何か。一旦中断しますので。

○ 諸岡 覚委員

出せるかどうかの確認。

○ 森 智広委員長

出せますか。

○ 伊藤修一委員

それも入れて一旦休憩とってもらって、はっきりしてもらったほうが……。

○ 森 智広委員長

ですから、わかりました。追加資料が要る方は今お願いします。それ含めて協議します。

○ 中森慎二委員

病院は、医療過誤でないと言い切っているわけです。それを決定した大変重要な会議であり、院内の協議体なんでしょう。その資料が出せなかったら、医療過誤じゃないかと疑われてもしょうがないですよ。はっきりするって、あなたたちのためにも出すべきじゃないですか、その資料は。

○ 森 智広委員長

他に追加資料はよろしいですか。でしたら、その中森委員、諸岡委員の資料について、出せるか出せないかの調整を休憩中に行わせていただきますので、暫時休憩、5分開始にさせていただきます。

10 : 56 休憩

11 : 07 再開

○ 森 智広委員長

再開させていただきます。

資料の状況ですね、まだまだ整理ついてない状況かもしれませんが、現状だけ報告していただけますか。まだならまだと言ってください。

○ 太田市立四日市病院総務課長

まず当方の弁護士のほうから先方の弁護士に連絡をとってもらいました。先方の弁護士が言うには、先方の弁護士と遺族の方と話をして、遺族の方が出してもいいと言うまでこれについては向こうの弁護士としても返事はできないという回答をいただいたというところでございます。

医療過誤でないと判断したものについては、それに関する検討資料については、用意させていただきます。約款についても用意させていただくというところですよ。済みません、今すぐ手元にはないんですけれども。

○ 森 智広委員長

わかりました。以上を踏まえまして、遺族の方と先方の弁護士の話がついたタイミングでまた報告していただきまして、それが判明し次第再開させていただくということで、この部分の審議は留保……。

○ 中森慎二委員

済みません、それで結構なんですけれども、さっきの資料を。一般質問の議場で事務長のほうから過去の示談になった件数を報告されていましたが、その年次と対象と、それから、金額、これも一覧でちょっと出してください。

○ 森 智広委員長

資料請求よろしいですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

過去の件数のものがございますけれども、金額については特にもう金額は絶対言ってほしくないというようなお話もありますので。またこれ、どのような内容かという、その内容も必要になるということでもよろしかったでしょうか。

○ 中森慎二委員

ともかく出せる内容で出してみたら。あなたたちは隠したんだからさ、全て。我々は、あなたたちが隠そうとすればするほど聞きたくなるんです。当然こんなことは公表すべき話で、何も個人の特定、中森をと言っているわけじゃないじゃないですか、全く。何年に何件あって、どんな内容で。概略の話ですよ。細部にまで至っている話しているなんて何にも言っていないですよ。どういう案件で幾らの示談金払われたのかと、このことをリストとして出せと言っているのです。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今のお話で、案件、例えば非常に特殊なケースもありますので、これを出させていただきますと個人が特定され得ることでございますので、これについても秘密会ということで出すことは可能だと考えます。

○ 中森慎二委員

あなたね、ちょっと顔洗って出直したほうがいいんじゃないの。個人特定もできないもの、それをなぜ秘密会に上げないかんわけなのか。秘密会に上げる根拠、それ自身の根拠出しなさいよ。そのリストを出すのに秘密会しなければいかんという根拠を出しなさいよ、ぜひ。寝ぼけたこと言っておったらいかんよ。今まで議会の委員会の審議の中でそんなことがあったかね。調べてこいよ、そしたら一遍。

○ 森 智広委員長

その件も含めて一旦持ち帰っていただいて、再度、再開する際にご提示いただきたいと思えます。

他によろしいですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

なければ一旦この件に関しましては、審議の留保ということで、また別のことでさせていただきます。よろしいですね。わかりました。この件についてはまた後ほど。当市立四

日市病院の審査を越えるかもわかりませんが、また別日になるかもしれませんが、整い次第ということで再開させていただきます。

では、それ以外の部分の予算審議でご意見、ご質疑ございます方、挙手願います。

よろしいですか。

○ 伊藤修一委員

枝葉の話になってしまうかわかりませんが、資料を出していただいている病院機能評価、せっかく出していただいたので、その話にちょっと戻ってしまいますけれども、5年ごとの審査、3回目ということで、来年度に向けて毎週そういうふうなチームのほうで対応していただくという、そういうふうなことで一応心づもりというか、理解させていただきます。

前回は病棟も工事中だったとかいろいろ情勢もあったと思うんです。けれども、前回いろいろ総括表とか、指摘という言い方おかしいけれども、1回目でクリアできなかった課題も2回3回といろいろやっていただいて対応したこととかいろいろあったかもわからないんですが、病院のそういうことを、インターネットなんかには病院機能評価の市立四日市病院の実態が一応数字とか総括文とかでいろいろ出ておると思うんです。そういう部分をやっぱり一般の人も見たりとか内容を読んだりとか当然できるわけで、そうすると、来年度に向けて、前回のそういうふうな内容をどれだけ対応できたのか、それが残っているとしたら、また同じ指摘なり、また同じようなことを言われるのではないだろうかとかいろいろ疑問に思ってしまうので、前回の部分でどういうふうな対応をされてきたのかという部分を少しお話を先に総論的にちょっと伺って、あとまた細かいことを聞きたいと思えます。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

私は第1回のその評価のときの責任者をさせていただいたもので、そのときからは、最初は非常にいろいろ指摘があって、特にマニュアルの整備というのが、大体あうんの呼吸でみんな理解していると思ってやっていたことがマニュアル化してないといけないということが中心で、それと、指示の伝達、それを確実にするとか、いろいろなことがありまして、指摘事項も多かったんです。

2回目は、やっぱり1回目受けると、改善されていて、そう大きな問題はなかったんで

すけれども、評価のバージョンが変わると視点が変わってくるもので、そのときに、今の最新バージョンが何が変わったかというのを常にチェックして検討して、前のバージョンでいいと思っても、バージョンが変わると視点が違いますから、その辺、担当の責任者に非常に要望しておるんですけれども、今後とももちろん1回で受審合格するように、また指摘事項のないようにしていきたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

院長のほうから1回目のときという話も、私も記憶もありますわ、やっぱり。この病院機能評価の導入というのは、議会の側からもやっぱりやるべきだと、中立的な第三者の評価を市立病院は受けなさいと、そのことを公開しなさいと、そういうふうな部分でスタートしたはずだと思うんです。だから、1回目終わり、2回目も終わり、今度3回目を受けるとなると、新しいバージョン以上に、やっぱり自分たちの病院としての状況なりを第三者に評価していただくという、そういう側の姿勢が大事じゃないかなというのがいつも思っておるところですので、またぜひ努力をいただきたいと思います。

それから、各論的な話ですけれども、2回目の総括表のほうには、例えばですが、この議会でも委員会でも言っているんですが、常勤の放射線医師は配置すべきじゃないかとか、それから、麻酔科医を増員していくべきじゃないか、リハビリのほうの専門医は、主治医に任せないで、リハビリ職員については、リハビリの担当のほう为抓手り関与していくべきじゃないかとか、医療的にかかわることなんかは総括文に活字となってあらわれておったと思うんです。そこらはどうでしょうか。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

先ほどご指摘もありました放射線治療医に関しては、東海地区には絶対数が非常に少ないということですが、4月1日から常勤医を確保できる見通しになりました。また、麻酔科に関しても、今最近あれですけれども、来年度から2名増員ということになっているんですけれども、リハビリの常勤医というと本当にいなくて、今、兼任の状態ですけれども、今後とも確保に努力していきたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。もうすごい心強い話をね。委員会でも放射線治療棟の話もずっ

と出ていましたので、ぜひそういうところとつながっていただいて、やはりそういうふうな努力いただいている部分というのは、ちょうど今、来年度予算の審議をしているわけですから、やはり報告いただくというのはいい機会だったなど、そうやって思います。

あと1点だけ。前回のときに、インシデントの部分で、予約というかそういうふうな、一部の病棟では配薬のカードを導入しておるけれども、よそはどうなっているんだと。やっぱり全病院というか全病棟統一したインシデントの対応をやっていくべきじゃないかというのが一つ残っておったんですが、その辺だけはいかがですか。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

誤投薬の問題はどこの病院でも多くて、できるだけ注意はしているんですけども、その一番の解決法として、病棟での常勤——週20時間ですけれども——させるということではほぼ全病棟に配置できまして、できるだけ今後さらに減っていくことと期待しております。以上です。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。そういう部分でしっかり前回の項目とかいろいろな対応をしていただいておりますことに対しては心強く思っておりますので、ぜひ8月の受審に向けて今後努力をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、私のほうで依頼したがん登録の件です。当然、28年度はすぐさま対応はないということで、これから国からのいろいろな指針とかガイドラインが出てくることだと思えます。既に院内でがん登録はやっておるわけで、今後そういうふうな、全国で実名登録に切りかわるということには、やっぱり市立病院としてもそういうふうな考え方も将来見越して、今からご準備とか、来年度に向けて何かできることがあったら、患者さんの周知とか、それから、これもある意味でいえば、治療法の改善だけじゃなくて、いわゆる検診の問題も出てくるわけです。いわゆる今の検診の内容が本当にそういうふうな、ステージ幾つでもう今、病院来ましたという段階じゃなくて、今は検診のやり方というか、オプションの検診も含めてどうであるかということも、地域にそういうふうな責任もかかってくるということも含めて、このがん登録の話については、ぜひ地域の市医師会なり、それから、健診に携わる、うちでいうと健康福祉部とかにも、四日市市としての考えをやっぱり持っていただけたらありがたいなと思っておりますけれども、そこら辺は院長、いかがでしょうか。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

ご指摘いただいたとおりで、当院も以前からがん登録をしまして、きのう三重県のがん登録の研修が三重大学で、がんの登録病院、十幾つあって、私も参加させていただきました。ほぼほとんどのがん登録がされていて、一部、婦人科の一部とかその辺がまだ未登録なところなんですけれども、登録数としては、三重大学がおおよそ二千百幾つですか、うちが1780ぐらいで——数があればいいというものではないですけれども——数だけでは2番目の登録数を登録しておりますし、結構各分野しっかり登録していただいている。一部未完成なところもあって、それを全分野カバーできるように今後頑張っていきたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。そういうふうな意識をぜひ持ち続けていただいて、地域医療という部分でもやっぱり市立四日市病院の役割をまた果たしていただきますようお願いだけしておきたいと思います。以上です。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 笹岡秀太郎委員

がん治療に対する化学療法室の拡張ということで4300万円が予算をされています。資料としては予算資料の203ページなんだけど、もう少し内容を詳しく。化学療法室が拡張することによって、目的である集学的がん治療が具体的にどれほど充実されてくるのか。それから、この充実が市民にとっては大変うれしいことなんだけれども、市民に対する啓発というのか啓蒙というのか、こういう充実を図っていくよということのPRも大事だと思います。公的病院の性質上、PRするというのはなかなか難しいんだけど、具体的に市民に安心感を与える施策の一つだと思うので、そういう工夫も一工夫大事かなと思うので、その辺の2点、何かお考えがあれば教えていただきたい。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

先ほどご指摘あったように、現在、化学療法室というのは、リハビリ病棟の一部の場所、3分の1ぐらいの場所しか確保できなかったという状況がありますから、病院の化学療法の数としては極めて少ないと。平均すればいいんですけれども、患者さんの都合とか診療科の都合によってピークが非常に集中する場合があって、待つていただくとか、普通の場所で化学療法をせざるを得ない場合があります。今後、今15床ですけれども、確定しているので30床前後と言わせていただきますけれども、その一応の予定をして、そうすると、待つてもらう時間とかその辺が非常になくなり、また、現在非常に窮屈な場所でやっていますけれどももう少し環境も快適になると思っております。

また、周知に関しても、工事完成後は、ホームページ等でがんの化学療法室が増強、ふえたとかその辺はもちろん広報はさせていただきますけれども、あんまり積極的にそれを、医療ですからあんまり宣伝になるようなこともちょっと控えて、やっぱり環境がよくなったとかそういう情報はもちろん市立病院で当然市民に情報を提供させていただきたいと考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

いわゆるさまざまな治療方法を組み合わせて市民のそういう不安に添えていくという方向性は、別にPRしてもちっともおかしくないのかなという気がするので、安心につながるなという気がするので、さまざまな手法を活用してぜひPRをしていただきたいなと思います。

それとこれ、今年度の予算が4300万円なんだけれども、この療法室の移転だけ、今年度は改修事業としての位置づけだけど、またもう少し集学的がん治療の充実を図るのであれば、何か継続的に年度別にまたやっていくという捉え方でよろしいですか。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

新病棟を増築したときに、手術室に関しては12手術室と、手術療法に関しては非常に成果はあるんですけれども、次に化学療法と放射線療法が柱になるもので、これで放射線療法も一部よそへ、当院で加療できないというような――放射線線量の問題がありますが――そういうこともなくなります。次はやっぱり化学療法を充実して、全てのがんに対する対応が、言われてみるとちょっと遅かったかなという気もしないでもないんですけれども、これで全て完成すると、当院の全体の規模としては、がんに対する治療は、完璧とは言い

ませんけれども、ほぼ完成できたんじゃないかと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、これからは中といいますか、それをどう活用していくかということにかかっていくかと思うので、充実した展開をぜひお願いしたいと思います。終わります。

○ 森 智広委員長

他にご質疑、ご意見ございます方みえますでしょうか。

○ 小林博次副委員長

もらった駐車場の資料ですけれども、南駐車場を28、29年度2カ年で整備と書いてあるんやね。何でそんなにかかるの。

○ 堀木施設課長

駐車場整備につきましては、今年度、北駐車場と南駐車場の測量業務を委託しまして、来年度、整備計画の設計を行います。それから工事にかかるわけなんですけれども、まず北の駐車場の舗装工事をして、ここを使えるようにしてから南へ移っていくという順番を考えております。使いながらということですので、やはり何分割か分けて工事ということになりますので、その辺も含めて28年度中には全て終わるのは難しいということで、債務負担行為ということで29年度まで工事の予定をしておりますが、早く終われば早く終わる、使えるようにはしたいと思っております。以上です。

○ 小林博次副委員長

中身どんなこと考えておるのかわからんけれども、あんなところ、物の半日ですやろう。

○ 堀木施設課長

まだ設計も終わっておりませんので、終わった時点で早くできるものであれば早くさせていただくということで、今の段階でどれぐらいの工期がかかるかは把握しておりません。申しわけございません。

○ 小林博次副委員長

設計ができ上がったからということではそれでいいんだけど、2カ年もかけてやらなアカンような面積ないですやろう。今まで何にもない畑のままのところに、側溝入れて舗装と入れたらかかるかわからんけれども、全部できとる中で、舗装してなくて穴がぼこぼこあいて、車が落ちたり、水の中に足突っ込んだりするから早いこと改修してほしいだけで、そんなかかりませんやろう。以上。

○ 堀木施設課長

現状も通路の部分一部舗装してございます。ただ、やはり水はけとかいろいろ考えると、一度めくって全舗装ということは今のところ計画しております。それは設計の、どの順番でどれだけの範囲で、例えばこの南駐車場ですと3分割で行くのか2分割で行くのかということもございますので、その辺りはもう設計の中でなるべく早くできるように検討させていただきたいと思っております。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

○ 中森慎二委員

28年4月から診療報酬のマイナス改定が見込まれているという状況ですが、これらに対応して対策というんですかね、市立病院として診療報酬のマイナス改定に合わせて、それに対応できるように、要は、加算ができるような、そんなようなことで项目的に何か考えていることはあるんでしょうか。

○ 西山医事課課長補佐

医事課の西山課長補佐でございます。厚生労働省からのいわゆる今回の診療報酬に関する告示が3月4日か5日に予定されております。その告示を受けまして、新たに診療報酬に見込まれるもの、あるいは基準等が変わりましていわゆる新たに診療報酬の算定が可能になるものについて今現在情報収集に努めまして、ただ、新たにできるものというのは、医師であったり、看護師であったり、医療技術者の配置が必要になることが多いので、そ

こら辺について院内で情報共有をした上、新たな取得に努めてまいりたいと考えております。

○ 中森慎二委員

ぜひそれは経営改善のためにも必要なことですし、取り組んでいただきたいと思うんですけども、委員会資料の16ページに医師・看護師の職員研修事業というのを書いてもらっているんですが、最近の医療報酬制度は、専門資格の取得による加算が一般的に入ってきていると思うんです。地方自治体病院ではなかなか研修体制に力を入れにくい側面もあるようなんですけども、ここのところをやっぱり力を入れて、専門資格の部分、日ごろからもやってもらっているとは思うんですが、そのことが医療報酬の加算という部分にもプラス要素として入っていくとも言われているので、こらについてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思っておりますが、そこらあたり何かお考えがありますか。

○ 一宮市立四日市病院院長兼病院事業管理者

委員のご指摘、確かにいろいろな専門の教育の講習修了とかいろいろなことが非常に多くて統一されていない面もあるんですけども、できるだけ、確かにがん診療に関してもそうですし、褥瘡等に対してもそうですし、救急医療等、いろいろな専門をできるだけ、とりあえず診療報酬改定によって——経営的なことばかり言うのもあれですけども——そのときに急に決まってくるもので、できるだけ幅広く専門性を、特に医師の専門性で手があんまりないんですけども、看護師とか薬剤師の専門の講習を受けたとかその辺の縛りが非常にきつくなっていますので、できるだけどういうことになってもできるだけ算定できないような事態は避けるような方向では努力していきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

慢性的な医師の不足とかナースの問題もあって、研修に力を入れにくい側面も、現場の対応が第一義とすると、そういうところもあると思うんですけども、全体の経営という部分の視点の中でぜひその辺は考えていただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うし、そのための必要な予算があれば、当初だけではなくて補正で積んでもそれは対応していただきたいと思うので、よろしくお願ひいたします。

それから、あわせて、新しい診療報酬の部分に対応する対応策、そこらあたりがま

ったら、また委員会にぜひ報告をいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 森 智広委員長

他にご質疑、ご意見ございます方みえませんか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないようですので、一旦、市立四日市病院の審議は閉じさせていただきます。一部留保している部分がありますので、資料、また準備等が整い次第、また再開させていただきます。

一旦理事者の入れかえで、商工農水部に入ってください、12時までやりたいと思います。一旦、理事者交代ですので、休憩をとらせてもらいます。40分再開をお願いします。

11:33 休憩

11:40 再開

○ 森 智広委員長

定刻になりましたので、委員会のほうを再開させていただきます。

昨日中断しておりました農水振興課、農業委員会事務局所管部分の当初予算審議を再開させていただきたいと思います。

追加資料があったと思います。お手元にお配りしていただいていますので、追加資料の説明をお願いいたします。

○ 石田農水振興課長

それでは、今お配りしました追加資料の説明をさせていただきます。まず1ページ目、四日市支部猟友会の委託料の内訳についてです。業務内容としまして、一番最初、追払

い・捕獲業務というところの獣類勢子、これは猟犬を使って銃器で追い払い・捕獲をする人です。この人に対する単価1万円。それから、獣類射手、これは普通に猟銃で追い払い・捕獲業務をする場合、単価は5000円。それから、鳥類、カラス等の追い払い・捕獲で、3000円。それぞれ、27年度において数量見込みで書いてあるんですけども、見込み数量と見込み額が27年度のところの欄にあります。

それから、囲いワナ維持管理業務。これは大量捕獲囲いワナの設置管理です。1基一月当たり1万円です。48の数量があるのは48人に従事していただく見込みということです。

捕獲処分業務、まずサル（囲いワナ以外）。通常の囲いワナ以外で捕獲した場合は1頭当たり2万円、大量捕獲囲いワナの場合は1頭当たり1万円。イノシシは1頭当たり5000円、シカは1頭当たり5000円ということで、あと、一番下に事務費がありますけれども、数量見込みを入れて、27年度予算は合計682万円という予算です。

それから、28年度に関しましては一部単価の見直しをしております、一番上の獣類勢子が1万1000円、獣類射手が6000円、それから、下のほうのイノシシの捕獲・処分が8000円、シカ8000円、それから、小動物類——これはタヌキとかハクビシンとかの小動物——これが5000円というふうに単価を周辺市町とのバランスも見まして少し上げまして、28年度は合計840万円の予算を計上しているということです。

それから、次のページに行ってくださいまして、2ページ、これが有害鳥獣捕獲事業許可等の流れです。一番上に書いてありますように、有害鳥獣捕獲及び特定外来生物も入りますけれども、捕獲に関しては、狩猟期間以外においては、市で許可もしくは従事登録をされた者しか携われないことになっております。

まず、サル、シカ、イノシシカラス等の有害鳥獣捕獲に関してですけれども、これらの獣類は、もともと野生動物ですので、本来は保護されるべき動物です。ただ、農作物等の被害がある場合は、被害防止の観点で捕獲が必要と判断できる場合は有害鳥獣捕獲の手続をとって捕獲をするということになります。

有害鳥獣捕獲には、狩猟免許と捕獲許可が必要になりますので、以下の手続を経ていただくことになります。まず一番最初、①市への被害報告ということで、これは被害を受けた農家さんあるいは自治会等から農水振興課のほうに報告をいただきまして、地元さん、それから、猟友会、農水振興課で現場確認、状況を確認させていただきます。オリ等を置いて捕獲しましょうということになれば、被害証明書及び捕獲依頼書を出していただきます。

②捕獲許可の手続としては、実際に業務に当たっていく猟友会のほうから今申し上げた被害証明書を出していただいて、市のほうで許可をさせていただき、許可書を発行するということになります。

捕獲オリの設置等は、市から猟友会へ捕獲許可証を発行してから、実際の現場へオリの設置をしていただきます。オリを設置して捕獲されましたら、捕獲獣の確認を市も行いますけれども、猟友会さんのほうで処理をしていただくということになります。

それから、特定外来生物、アライグマ、ヌートリアに関してです。これに対して、これらの動物は生態系に影響を及ぼすことが懸念されますので、被害の有無にかかわらず、駆除してくれという報告があれば、確認がされれば、駆除をさせていただきます。四日市市では四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画を策定しておりまして、27年度からはこの計画に基づいて四日市市から業務委託を受けた猟友会が捕獲に当たっています。この計画上、従事者登録をしていただきまして、その人が実際に捕獲をするということになります。

順序として、まず一番最初、①市への捕獲依頼というところにありますように、個人さん、農家さん、住民さんいろいろあると思いますけれども、環境保全課のほうに捕獲依頼を受けまして、従事者である猟友会へそれを連絡します。②番、オリの設置ということで、猟友会、環境保全課の職員が依頼をいただいた依頼者のところに出向きまして、オリを設置するということになります。こちらも、アライグマ等が捕獲されれば、捕獲の処理としては猟友会等が処理を行うということになっています。

それから、3ページ目、こちらは侵入防御柵の補助実績です。27年度、もうほぼこれで確定していくと思いますけれども、ここの表にありますように、21の団体さんから申請をいただいて電気柵を設置しました。補助額は事業費の2分の1、材料費の2分の1になりますので、532万5000円の予定です。なお、28年度に向けて今のところ要望をいただいているのは1団体ということになります。

それから、最後のページ、4ページ、市内のカラス対策です。まず駆除のほうは、農水振興課のほうで先ほどの有害鳥獣駆除と同じような対応をしていくんですけども、現在のところ、実際にこちらが捕獲許可を出しているのは、許可者のところに書いてありますように、四日市支部猟友会と民間事業者1者となっています。実際に許可を出しているところは、猟友会さんのほうには上海老町の畜産農家のところで一つ、それから、民間事業者では小山町の南部埋立処分場のほうに許可を出しています。

これまでの実績として、27年の年末の時点で、小山町では325羽、上海老町では9羽捕獲しています。捕獲オリの設置は、シカ、イノシシと同じように、地元の自治会さん、被害を受けているところから報告を受けて、こちらのほうで現場を見た後に、どこに置くかというふうな話をさせていただいて、捕獲オリを設置しています。委託料として、駆除実施者1人1回当たり3000円ということになっています。

それから、一番下のところに、中心市街地でもごみ等に対してカラスがたくさん来て困っているという問題が出ています。こちらに関しましては、市街地の中ですので、実際にカラスがたくさん寄ってくるということは人の生活する場面の中が多いですので、なかなかそこで猟友会等がオリを置く、あるいはもちろん銃器等の使用もできませんので、生活環境課のほうで地域のほうに出向いて、ごみの出し方についての啓発を行っているということです。そこに①番から⑤番まで一般的なごみの守ってほしいことですが、このあたりを住民の方にご理解をいただいているという状況になっています。

資料の説明は以上です。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。追加資料でご質疑ございます方、挙手願います。

○ 小林博次副委員長

このお金の出し方なんだけど、囲いワナに入った猿以外、これはイノシシとかシカの話だね。これ、囲いワナに入っても2万円渡すのか。

○ 石田農水振興課長

サルの場合、大型の囲いワナに入ったものは1万円です。

○ 小林博次副委員長

いや、サル以外。サルは、その下に1万円と書いてあるやん。サル以外は2万円と書いてあるだろう。

○ 森 智広委員長

サルで囲いワナが1万円、それ以外が2万円。

○ 小林博次副委員長

そういうことか。囲いワナに入ったイノシシとかはどうや。

○ 石田農水振興課長

大型の囲いワナは、周りをぐるっと囲ってしまして、上があいているだけです。基本的にイノシシ等はいれない状況です。上から柵を飛び越えて入らないとわなには入れませんので、イノシシ等が入るということはないです。

○ 森 智広委員長

通常のワナということによろしいですね。

○ 小林博次副委員長

通常のワナの場合は。

○ 石田農水振興課長

通常の箱ワナの場合、イノシシが捕まった場合は現状5000円です。

○ 小林博次副委員長

これ、鉄砲で撃つのと、それから、ワナで捕獲するのとはかなり意味合いが違うやろうなと思うよね。イノシシなんかほとんどワナよね。鉄砲で撃ったの、書いてあるの見たら、2頭とか3頭だったから、駆除しているよりもふやしているわけよな。ワナになって初めて駆除が始まった、そんなふうに捉えているんだけど。だから、単価に差があってもいいだろうと思っておるんだけどね。

カラスの駆除なんかでも、去年の夏に東京でゴミ袋をカラスが突いてゴミをつまみ出されないように対応したら、カラスが大量に死にました、餌がなくなって。だから、そんなヒントがあるなら、四日市でもあなた方が呼びかけないといけないと違うの。それから、例えばアライグマか、この辺飛び歩いているけれども、ヌートリアもおったけれども捕まってないんだけど、そういう捕まらないような動物については、これ、金が安いやわな。もっと捕獲に単価上げれば、捕獲する可能性がぐっと高まると思うね。だから、その辺は

何か考えてないの。

○ 石田農水振興課長

捕獲単価に関しましては、従事していただく猟友会の皆さんとも相談していただきまして、28年度は先ほど申し上げましたように、獣種にもよりますけれども、1000円ないし3000円の単価見直しをかけさせていただいたところです。

○ 森 智広委員長

近辺の中心市街地に関しては、環境部になるんですか。

○ 石田農水振興課長

カラス対策は生活環境課さんのほうでとっていただいています。

○ 森 智広委員長

このあたりにヌートリアとかアライグマがいるということですよ、副委員長。
それはどちらが対応になるんですか。

○ 石田農水振興課長

ヌートリア、アライグマに関しましては環境保全課のほうで、先ほど申し上げた登録従事者のほうが捕獲に当たっているということです。

○ 小林博次副委員長

だから、前から言っているように、市民から来ると、どこ行っているのかわからんわけやないか。例えばヌートリアが田んぼから歩いてきたら、あんたのところやろう。

○ 石田農水振興課長

現場対応に関しましては、実は有害鳥獣対策……。

○ 小林博次副委員長

だから、きちっと相談して対応しないと、市民が困るだけだと。それも少し力を入れて

捕まえさせるんなら、お金を少し出してやらんと。このサル被害でも、見ておったら、このもらったほうの、追加資料でないほうの資料でいくと、27年度9匹やないか。出ている金が100万円を超えて出ているわけやろ。そうすると、何もせんでお金にならへんの、これ。

○ 森 智広委員長

一旦整理させていただくと、捕獲の単価と、上の追払い・捕獲業務、その日当、これっで並行して出るものなんですか。そういった状況を踏まえて。

○ 小林博次副委員長

だから、もうちょっと言わせてもらおうと、あなた方は実態をきちっと捉えてなくて予算提案してきているわけよな。この前も八王子のところ行ったら、あんた方が出した花火でサルがこっちへ移動するわけや。ところが、そこにすみついておるので、また今度こっちの人が困るわけやな。ほっとくしかないんやわな。こっちから追っ払うと、またもとのところ戻るだけなので。

だから、もうちょっと血の通った捕獲を考えていかないと、通り一遍の話で、どこかの地区に囲いワナつくったら、そこに大量に入ったから金やりますわと。そうすると、被害受け続けておる人たちからすると、何しとんのやと、こういう批判しかないわけ。そういう批判をかなりくみ上げるから、あんたらの顔見て怒るわけや。怒る以外に手段がないからな。それで、ふっと見たら、何やと、サルを3匹しかとらんののに何でこんな金が100万円とか200万円とかかかるのか。

○ 水谷商工農水部理事

捕獲につきましては、猟友会と実績主義で精算させていただいておりますので、例えば9頭しかとれなければ9頭の捕獲単価でしかその部分は払いません。ですから、契約の中でそれは調整させていただいております。

それと、サルにつきましてはですね……。

○ 小林博次副委員長

いやいや、これは被害を受けておる住民、農民の人たちの怒りの声なんや。怒っておる

から、きちっとやってほしいというのが要望事項で。

○ 諸岡 党委員

今、小林委員がおっしゃったことまさにそのとおりだと思うんですけども、私、1ページの表の見方、ごめんなさい、私も頭悪いものでもう1回教えてほしいんですけども、一番上の追払い・捕獲業務でそれぞれ単価書いてあるじゃないですか。それで、3段目の捕獲処分業務で単価が書いてあるじゃないですか。そうすると、例えばサルを鉄砲で撃って殺して処分しましたとなった場合は、まず捕獲業務のところで鉄砲で撃って5000円、処分で2万円ついて、合わせて2万5000円という、そういうことになるわけですよね。

○ 森 智広委員長

教えてください。

○ 諸岡 党委員

それ、見方が正しいですか。

○ 宮本農水振興課課長補佐

済みません、サルに関してですけども、イノシシとかシカと比べると単価が高く設定させていただいております。追い払いは、基本的には自治会等から依頼を受けた後、市から依頼を受けて出動していただいた件数に対してお支払いさせていただいております。イノシシ、シカについては、銃に関しては一斉駆除という形でさせていただいております。自治会からの依頼を受けてのというところがありますので、追い払いの金額と捕獲の単価を足させていただいた金額が出るという形になっております。サルにつきましては、基本的に集団でとるということもありませんので、追い払いの部分につきましては基本的にはサルについてはないという形で、猿について実績主義ということで単価のほうをあげさせていただいておりますので、銃で撃っていただいた場合は基本的には2万円という形になってきます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、私が今言ったのは私の認識が間違いで、サルの場合は足し算にはならない

と。シカ、イノシシは足し算になると、そういうことですか。

○ 宮本農水振興課課長補佐

そういう形になります。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、ごめんなさい、もう少し具体的に聞くんですけども、単価がよくわからないもので。例えば3人連れでシカを撃ちに行きましたと、例えばです。イノシシでもいいんですけども、3人連れでシカを撃ちに行きました。1頭射殺して処分しましたというケースがあったとして、その場合は3人のうち、撃った人以外は2人は勢子で1万円ずつまづつきますと。撃った人は5000円つきますと。ただし、撃った人にはシカの場合だったら、処分料として5000円ついて合わせて1万円行きます。だから、全部で2人に1万円ずつで2万円、それで、撃った人にも1万円で、全部で3万円支払うと、そういう認識でよろしいわけですか。

○ 宮本農水振興課課長補佐

勢子、犬を使った場合という形になるんですけども、先ほど言われた3人のうちお一人が犬を連れて、あと2人が銃のみで対応という場合だと、言われるとおり、犬を出された方が1万円、撃たれる方が5000円ずつという形になります。これはあくまでも猟友会に支払われるというわけじゃなく、猟友会に委託しておりますので、猟友会のほうにこの金額を委託料ということで納めさせていただく形になります。イノシシが1頭しか撃てなかった場合だと5000円、それと、先ほど犬連れてきている方1人と撃たれる方2人ということで2万円ということで、2万5000円が猟友会に委託料として支払われる形になります。その後、猟友会のほうから会員の方に、どういう形で割っていただくかあれのところはあるんですけども、支払っていただく形になるかと思います。

○ 諸岡 覚委員

表の見方はわかりました、一旦。

○ 森 智広委員長

ちょっといいですか、済みません。過去の実績見ると、イノシシとか結構とってもらっていますよね、劇的に。劇的にとってもらっていて、27年度の体制でとってもらっているんですけども、そこからまた単価が上がっているじゃないですか。これはあれですか、猟友会からの要望なんですか。これ、回らんのですかね、前の単価ですと。

○ 水谷商工農水部理事

先ほど課長の説明の中でもありましたように、やっぱり近隣の市町とのバランスを考えまして単価アップはさせていただいております。

○ 森 智広委員長

今までが低かったということですか。

○ 水谷商工農水部理事

そうですね。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 日置記平委員

これ、猟友会以外に銃を持っている人がいたとするよね。その人には許可はできるんやろうか。

○ 水谷商工農水部理事

狩猟免許を持っておれば許可はできますが、四日市の場合、有害鳥獣対策については、猟友会さんと協力してやっていくということの方針のもと、基本的には猟友会とやっております。

○ 森 智広委員長

まだありますよね。まだあると思うので、お昼、12時回りましたので、一旦休憩にさせていただきます。1時再開でお願いします。

○ 諸岡 覚委員

病院の目途というのは、大体きょうじゅうにもう1回再開するようなことがあるか、あした以降になるのか。

○ 森 智広委員長

ちょっと病院に確認しまして、昼一で、タイミングどういうものかというのをご報告しますので。お昼過ぎにどういう状況かだけ、ご報告させていただきます。

休憩させていただきます。

12:02 休憩

13:00 再開

○ 森 智広委員長

定刻になりましたので、委員会再開させていただきます。

まず冒頭に、午前中にありました市立四日市病院の予算審議の今後の予定ですけれども、事務長と協議した結果、一宮院長の診察の関係で金曜日、予備日の朝一からさせていただくということで、2日あいてしまいますけれども、金曜日にさせていただくということでご承知ください。

○ 中森慎二委員

それはいいですけれども、その予備日で審査できなかつたらどうするんですか、でも。これだけ病院が隠蔽体質で、求めている資料も、個人が特定できない資料も出せないという拒んでいるような状況で、金曜日にまともな資料が出てくるというのがちょっと信頼できないんです。これ、予備日で審査できなかつたら、また開いて、委員会日程の調整してもらわないとならないし、もうちょっと資料だけでも先にもらうとか何かそういうことできないですか。だから、院長の診察の関係でその日になるのはやむを得ないとしても、資料はそれまでにもできるはずだし、出せる確認はできるので、委員会を開催している早い時期にその資料出していただくということでない、それは了承できないですね。

○ 森 智広委員長

他に何かご意見ありますか。

○ 諸岡 覚委員

逆にもう一つ提案で、例えばこの議会でも別に市長不在でやっておるわけじゃないですか。それで、院長不在でもできるのかなと私は個人的には思うんです。だから、金曜日にこだわる必要もないのかなとも正直思うんです。

○ 森 智広委員長

他に何か進行でご意見ある方いますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

わかりました。そういった予算審議のスケジュールのご心配もあるということですので、一度この次の休憩にでも市立四日市病院のほうに確認しまして、資料のめどがついた段階で、一度、院長抜きで時間とってもらえないかどうかというのを交渉しますので、次の休憩までお待ちください。その結果、またきょうじゅうに何か方向性が見えたらと思いますので、ご了承ください。

○ 諸岡 覚委員

いずれにしてもきょうはないかと。

○ 森 智広委員長

きょうはもうないです。あしたあさってのタイミングで資料説明の時間を要請しますので、また結果は後ほどお伝えさせていただきます。

それでは、午前中の審議の再開ということで、農水振興課、農業委員会事務局所管部分の審査に入ります。

ご質疑、ご意見等ございます方、挙手をお願いいたします。

○ 中森慎二委員

カラスの対策の資料出していただいたんですが、結局、カラスは、この資料の4ページにあるような、小山の処分場とか牧場とか被害が特定できるというところ以外ではとっただけで、そういう理解なんですかね。どこでもとっていいんですか。

○ 石田農水振興課長

捕獲申請していただいて、特定にオリを置いたり、あるいは場合によっては銃で撃つこともあるかもしれませんが、それができるところだけになりますので、そういった意味で、うちのほうで許可を出せたところに対して捕獲をするということになります。

○ 中森慎二委員

例えば今、市内の中心市街地なんかのごみ集積場は環境部だという話をしてみえたけれども、例えばごみ集積所にカラスが寄ってしょうがないと。ごみの管理はちゃんとしてあったとしても、今までの慣習で寄ってきていると。これ、何とか網かけてとって処分したいというのはやったらだめなの。許可が要るの、それ。

○ 石田農水振興課長

捕獲には許可が要ります。それと、一番考えられるのは、やっぱりカラス用のオリを置いて捕獲するということになると思うんですけども、基本的に皆さん市民の方が生活している場になりますので、その中に捕獲オリを置いてとるということがなかなか難しいということもあって、現状、捕獲許可が出ていないという状況になっています。

○ 中森慎二委員

捕獲方法はいろいろ知恵があると思うんだけど、市内中心部でごみ集積所に集まってくるカラスを駆除すること自体が許可されないということの理解なんですか。

○ 石田農水振興課長

捕獲自体は許可ができます。ただし、捕獲するには、先ほど申しあげましたように、オリなり網なり何なりすることが必要ですので、そのこと自体がそこでできるかどうかと

ということの判断になります。

○ 中森慎二委員

もう一遍聞きますが、ごみ集積所でのカラスを駆除するために、事前に許可をとって許可を得なければ駆除することはできないということですか。

○ 石田農水振興課長

はい、捕獲には許可が必要です。

○ 中森慎二委員

それは何か特別な条件があるんですか。例えば中森が諏訪にたくさんカラスが寄って来て困っておると。ふんもいっぱい汚くなっているし、駆除したいと思っておって、1枚出せば、それでオーケーなの。

○ 石田農水振興課長

一応、捕獲が必要ですので、狩猟免許のほうが必要、ワナなり何なりの免許が必要です。

○ 中森慎二委員

そうすると、小山町の南部……。

○ 宮本農水振興課課長補佐

ちょっと補足させてください、済みません。県のほうで決めていただいておりますけれども、捕獲に関する規約とございますか、そちらのほうに、カラスと野バトにつきましては、地主の方もしくはその地主から頼まれた方は、捕獲の許可を受ければ捕獲することはできることになっております。けど、狩猟免許につきましては特に必要はございませんけれども、捕獲許可の手続はとっていただく必要はあります。カラスにつきましても、有害鳥獣という形にはなってくるんですけれども、有害捕獲許可が必要になってくるので、その点ご了解いただければと思います。

○ 中森慎二委員

最初の説明と変わってきておるわけですか。変わったんですか。

○ 森 智広委員長

補足という形ですね。

○ 宮本農水振興課課長補佐

補足で。

○ 森 智広委員長

基本できないけれども、三重県で特別、地主か、地主に依頼された方は捕えられると。

○ 宮本農水振興課課長補佐

地主から依頼された業者がということです。

○ 中森慎二委員

許可を得れば、一般の人もそれができるのか、要は、特定の免許を持った業者しかだめなんですか。

○ 宮本農水振興課課長補佐

ですので、自宅といいますか、自己所有地ということに限られるということになってきます。

○ 中森慎二委員

できるの。

○ 宮本農水振興課課長補佐

できることで。

○ 中森慎二委員

そうすると、市道上なんかで市長が認めてごみ集積所として提供している場所なんかの

場合は、市長が認めたらいいということですか。自治会所有の土地のごみ置き場で自治会の判断でできるのかという。

要は、市民の人から、カラスの駆除というのは自腹でできるのかと、あるいはこれ、困っている問題で、どこからどうしたらいいのかというのがあるわけです。それで、今、皆さん方ちょっとわからないところあるのなら、カラスの駆除を一市民の方が駆除しようと思うと、狩猟免許なしでやろうと思ったらどの方法があるのか、どういう許可を出せばいいのか、その辺のところまとめたものをもらえないですか、ちょっとつくって。それ、出せないの。どういう要件をクリアすれば、例えば中森がカラスの駆除をごみ集積所でできるのか、できないのか。そういうことなので、単純な話だと僕は思うんですけど。それ、市民の人はわかりませんよ。僕でもわからないけど。

○ 石田農水振興課長

法的に、制度的に可能かどうか確認させていただきます。

○ 中森慎二委員

可能と言ったじゃない、今。県の何か特別な条例で可能なんでしょう。地権者が了解をすれば。

○ 宮本農水振興課課長補佐

もう一度その辺を整理させていただきまして、またご報告させていただきます。ごみ収集所が施設に当たるかというところをもう一度整理させていただいて、報告させていただきます。

○ 諸岡 覚委員

その資料出してもらうときに関連なんですけれども、一般論じゃなくて具体的に、自治会所有のごみ集積所の場合はどうなのか。公有地、いわゆる市なり県なりの土地がごみ集積所になっている場合はどうなのか。あと、存在しておるのかどうか知らんけれども、私有地を借りてごみ集積所がもしあるならその場合はどうなのかというのを具体論としてそれぞれのケースでも書類つくっていただけませんか。

○ 森 智広委員長

資料請求ありました。期日どういたしましょうか。

○ 中森慎二委員

私、審査にかかわるものではないんだけど、市民の人からよく問い合わせをいただいている問題なので、答えていただけるもんだと僕は思っているんだけど。資料もそんなにかかることじゃない。

○ 須藤商工農水部長

資料については、県にも今から確認とってできるだけ早くまとめますので、審議中に間に合えばお出しさせていただきたいと思います。

○ 森 智広委員長

各議案審議続きますので、そのうちにできれば、できる限りで用意してください。
他に。

○ 笹岡秀太郎委員

茶業振興センターの移転整備事業なんですけれども、30年の開設に向けて行うわけですが、中日本高速の今回の事業でこういう形になるわけなんですけれども、一つは、広さは余り変わらないけれども、6次産業化で活用を図っていくんだということで、新しいいろいろな調理体験室やイベントブースを確保していくんだと、こういうことになっていますね。あわせて、関連販売もすると、充実していくんだということになっていますが、このことについて中日本高速さんは何か協力体制は約束できているんですか。販売とか、PRとか、あるいは土地利用の茶業センターに利便性があるものとか、その辺がもしあれば教えてほしいんです。

○ 石田農水振興課長

新しい茶業振興センターの中の運営のこととかそのことに対して、中日本高速から何か協力をしているとかお話をしているということはありません。

○ 笹岡秀太郎委員

何でしてもらわないの。例えば高速道路を利用する人に、ここに茶業センターがあるよと地図に入れてもらうとか、こういうものを売っているというPRなんかしてもらおうという協力ぐらいしてもらってもいいんじゃないの。

○ 石田農水振興課長

今おっしゃられたように、今後の茶業振興センターのPRとかそういう中で中日本高速さんのところに協力を求めるということはもちろん考えられることですので、そういう提案は考えるべきだと思いますが、今現時点でその話をしているかということ、そういう話はしておりません。

○ 笹岡秀太郎委員

早くしておいたほうがこんなのええわね。それともう一つは、その跡地の活用なんだけど、恐らく中日本高速さんは、何か物を建てるというと、そんな許可は出さんだろうけれども、せめて何かの、この茶業センターに資することで活用ができるというようなことが約束としてこれからやっていけるのかやっていけないのかということ。

○ 石田農水振興課長

茶業振興センターとしては今の跡地を利用する目的はないんですけれども、もし中日本高速さんのほうが、そこは例えば建物を建てるとか特に利用の計画はないということであれば、水沢地区の地元のほうでいろいろなイベント等で活用できないかということでご相談いただいていますので、そのところは中日本高速さんのほうには相談はさせていただいています。

○ 笹岡秀太郎委員

その辺も地域としっかり連携とって活用できるように。中日本高速さん、ノーとは言わないと思うので、しっかりやっていただければなと思う。

基本的な考え方なんだけど、せっかくこれだけ充実していこうという中で、なぜ広さとか余り変わらなかったのかということと、それから、以前――議会報告会を水沢でやったときでしたっけ――茶園が非常に狭いんじゃないのという意見がありましたが、その辺は

いかがでしょう。

○ 石田農水振興課長

規模に関しましては、あくまでも茶業振興センターの移転ということを考えていますので、茶業振興という部分での今の施設をそのまま移動させたいというふうなことで、規模は同程度の規模としました。それから、シティ・ミーティングでご意見いただいた茶園のことなんですけれども、あくまでもここに設置する茶園は、茶業場の展示あるいは茶摘み体験等を行う茶園ですので、その管理等も考えると、この程度の規模がいいのではないかというふうに考えています。

○ 笹岡秀太郎委員

地域で茶業に携わっておる人が、ちょっと狭いんじゃないのという意見もあったんだから、もうこれでコンプライトせずに、やっぱり意見もちょっとしっかり聞いていただいて、例えばこの広さでやるのであれば、どのような使い方をしていくかあたりをしっかりと地域の皆さんと詰め合わせをしてください。それと、中日本高速のほうにも絶えずやっぱりこちらの思いを発信していかなと、そんなの聞いてなかったよということになると思うので、しっかり努力してやってください。

以上です。答弁はいいです。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

他に。

○ 萩須智之委員

小林委員が言われた、カラスが餌がなくてたくさん死んだというのはあるんですけれども、東京都のほうでカラスが袋の中身が見えない黄色い袋に変えて効果が出ている地域があるんですけれども、そういう方向も考えていただけたらと思うんですけれども、何かそういう工夫というのはされていますか。環境部ですか。こっちじゃないですか。どうなりますか。

○ 森 智広委員長

環境部かと思えますけれども、答えられる範囲で何かありますか。

○ 石田農水振興課長

実際、ごみ袋等にカラスが例えば寄りつかないという対策を私どもでは特に把握しておりませんので、またそこら辺は生活環境課さんのほうと何かそういう情報があるかどうかは確認をしておきます。

○ 森 智広委員長

伝えてください。

他に。

○ 諸岡 覚委員

追加資料2ページの下段のアライグマ、ヌートリア方面なんですけれども、済みません、私、勉強不足でわからんですけれども、きのう小林委員がちらっと言われた、例えばアライグマ、ヌートリアなんかが町なかに出てごみあさっておるとするのは、これは生活環境課の範囲だけれども、田んぼ、畑に来ていた、野菜食い荒らかす、これは農水振興課の管轄だとちらっと先ほど言われた、それは事実でいいですか。

○ 水谷商工農水部理事

平成27年度以前はそういう対応でございましたが、27年度から、こちらのほうにも書いてありますように、アライグマ・ヌートリアの防除実施計画を四日市はつくりました。これに基づいて、いつでもアライグマが例えば出た場合、町なかであろうが、市街であろうが、農村部であろうが、この計画に基づいて捕獲の態勢はとっております。ちなみに、今、27年度の12月までにアライグマについては約100頭をとっておると環境部のほうから聞いております。

○ 諸岡 覚委員

だから、その防除実施計画をつくって対応できることになったと。その管轄しているのはどちらなんですか。

○ 水谷商工農水部理事

環境部のほうでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、畑や田んぼで被害があったとしても、環境部が扱うということですか。

○ 水谷商工農水部理事

そのとおりです。

○ 諸岡 党委員

そうすると、アライグマ、ヌートリアに関してはこれ以上ここで議論はできないということでもいいんですかね。

○ 森 智広委員長

そうです。担当外となります。

○ 諸岡 党委員

わかりました。

○ 須藤商工農水部長

補足させていただきますと、以前は部署も分かれておって、対応も異なる、市民の皆さんにはわかりにくいというようなお声もございました。対応については環境部、それから、商工農水部、完全に連携して行っておりまして、どちらへ市民の皆さんからご連絡いただいても、連携して、たらい回しすることがないように、捕獲についての対応をしておるということでご理解いただきたいと思いますと思っております。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい。私としてはこの議論をしたいんだけど、今、連携しておるのでどちらでもみたいなこと言うもので、もう1回明確に聞きますけれども、ここで議論していい

ですか。だめならだめでもう諦めます。

○ 森 智広委員長

権限はありますか。連携をとっていますので、伝えるという形になるかもしれませんが、それでも。

○ 須藤商工農水部長

有害鳥獣あるいは外来種の駆除については常に連携してやっておりますので、ここでおっしゃっていただければ、ご意見であれば伝えますし、明確な答弁ができないことがあれば、他日またご答弁するというようなこともあり得ますので、していただいてもやぶさかではないかなと思います。

○ 諸岡 覚委員

その上で委員長に確認しますが、この議論進めてよろしいですか。

○ 森 智広委員長

はい、いいです。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、続けて行きます。そうすると、きのうの話の続きになってくるんだけれども、アライグマ、ヌートリアでまず市民から市に相談が来ましたと。それで、わかりました、やりますよと。それで、この①番、②番、③番の順序で、依頼があったら猟友会へ連絡して、猟友会がおりを設置して、最後、捕まえたら処分を行うという流れが基本形だと、これはわかるんです。ところが、市に連絡をしても、ちょっと待ってってという話で2カ月3カ月待たなければいけないというケースのときにそんなに待つんだったらもういいわ、自分でとるわということで、そういっても自分は狩猟免許を持っていないので、免許を持っている業者や、あるいは個人の方をお願いをしてとりましたと。これは実際ケースとしてはあるんです。

そこで、こっちの1ページに戻ってくるんだけれども、追い払い業務で何千円とか、そこまでは自分が勝手にとっておる分なので、こんなものまで市が負担する必要は、これは

正直ないのかもわかりません。待ち切れずに勝手にとっておる話ですからね。ただ、処分費用で、小動物類は28年度から5000円出るわけですね。そうすると、本来市がやってくれて、とって来て、処分してくれるやつを、自分がかわりにやったんだから、処分費用ぐらいは市で持っても私は何ら問題ないし、どっちにしても、ほっといたら市が出さなければいけないお金なんだから、これは別に、申請のときに、3カ月待ちですと言われたら、じゃ、もう自分でやります、自分でやるのでとれたときにはよろしく願いますみたいなそういう別件の紙を1枚つくってしまえば、この処分費用の5000円というのは出して当然のお金だと思うんだけど、これが出せないという理屈が私はわからないんだけど、その辺というのを1回見解をお聞かせいただきたいんです。

○ 須藤商工農水部長

私、この点について環境部のほうに昨日も見解を尋ねておるんですけども、この防除実施計画に基づいて、四日市市としては猟友会を受け皿として委託しておるということでございます。アライグマ等のオリの数も今年度かなりふやして、市民の皆さんからの苦情については確実に対応しているということでございます。したがって、環境部のほうではそういう委託契約の中で駆除については対応したいということございまして、民間事業者のほうが対応したものについてまでの処分費については想定していないというような見解でございました。

○ 諸岡 覚委員

だから、想定していないのはわかるんだけど、実際想定していないのは市の勝手であって、十分想定し得る事態のわけです。だから、想定してみてもどうですかという話しておるんです。普通に考えたら、本来市がやってくれるところ、例えば別の視点でいうと、例えば道路に穴あいていますと。市に頼んだら、穴埋めるのに半年かかりますわと言うので、自治会が自分で生コンかコンクリか知らんけれども買って来て埋めた。この補助金は、自分でやっても出ると思うんです、実際出ますよね。その理屈でいったら、3カ月も4カ月もよう待たんで、自分でとりました、とるなら自分で勝手にとったんだから、とった費用までは請求しないけれども、処分ぐらい市でお願いできませんかというのは当たり前の感覚だと思うんです。それをかたくなに、いや、猟友会さん以外にはお支払いしませんという理屈がさっぱりわからない。想定していないから払いませんと言うんだった

ら、想定してくださいという話や。十分想定し得る事態なんですけど、どうですか。

○ 水谷商工農水部理事

この防除実施計画には、ここの一番上にも書いてある従事者登録をしていただかなければならない。従事者登録というのは、アライグマ、ヌートリアの駆除をできる人の登録ということで、これは環境部のほうは、猟友会の方のメンバーを登録しておりますもので、民間業者からのそういった登録申請等があったかどうかというのは私、環境部のほうに確認してないんですが、民間業者のほうは、自分たちもやりたいんだけどもというご相談があれば、そこは考慮の範疇に入ってくるのではないかなと思います。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、民間事業者、事業者というのは法人も個人も含めて、狩猟免許を持っている個人もいますから、そういう人たちがそれに登録させてくださいと言えば、登録を受け付けるということによろしいですね。

○ 水谷商工農水部理事

それは環境部のほうで判断することです。私の方から判断はできないところです。

○ 須藤商工農水部長

そのことに関しましては、防除実施計画を環境省の承認をとって実施しておるという計画ということであるようでございまして、その計画の見直しと、要は、実施者の見直しというようなことを手続上は行っていった上での話と聞いております。

○ 諸岡 覚委員

その手続に半年かかるか1年かかるかわからんけれども、手続上は問題ないし、市としてもそれは技術的に難しくないから、登録を受け付けることは十分対応可能だと、そういう認識でいいんですかね。

○ 須藤商工農水部長

その辺の対応はどうしていけるかということについては、私どものほうでは少しご答弁はしにくい分野になってくるかと思います。

○ 諸岡 党委員

いいです。

○ 小林博次副委員長

ここのサルとかイノシシとか、猟友会に委託するわけよね。それを、それ以外の人にも委託ができるぐらいの改正があれば、応用動作の話だから行けるん違うの。

○ 諸岡 党委員

今の話で、小林委員も言われたけれども、その発想でいうと、サル、イノシシについても猟友会以外にも受け付け可能ですか。これはこっちの範疇だと思うけれども。委託業者を公募して、猟友会さん以外でも委託先として認定することは可能なんですか。

○ 水谷商工農水部理事

可能でございますが、市としては猟友会を有害鳥獣の協力者としてやっぱり位置づけておりますので、基本的にはお話は聞かせていただきますが、そういった説明をさせていただくと思います。

○ 諸岡 党委員

だから、猟友会さんは協力者として当然大事にしていかなければいけないけれども、協力者は多ければ多いほうがいいわけじゃないですか。なんだし、俺、ここで協力者おるので、もうほかに協力要らんわとそんなこと言う必要ないわけで、協力したいという人がいれば、個人でも会社でも全部協力者にしてしまえば、もっと効率いいと思うんですが、何で協力してやろうという人を拒む理由があるんですか。

○ 水谷商工農水部理事

拒むのではなくて、一応私どもも猟友会とも相談をかけて、こういうことがあるんだけどという相談はかけさせていただきます。その上での判断になってくると思います。

○ 諸岡 党委員

それがわからない。そうすると、何が言いたいんですか。猟友会さんがそれを拒んでおるといふことを言いたいんですか。そうじゃないでしょう。

○ 水谷商工農水部理事

拒んでおるといふわけじゃなくて、一応今の協力していただいている猟友会にご相談を掛けて、猟友会も、いいですよというお話をいただければ、市としても考えていきます。

○ 諸岡 党委員

猟友会さんが決定権を持っているということですか。猟友会さんがいいよと言えやるといふ話だと、決定権は向こうにあるという、そういう認識ですか。

○ 水谷商工農水部理事

決定権ではなくて、猟友会にあくまでもご相談をさせていただいて、決定するのは市のほうでございます。

○ 諸岡 党委員

市のこと決めるのに、よその民間団体に責任をなすりつけるようなことはしたらいかんし、言ったらいかんのじゃないですか。これは市で決めていくことでしょう。誰かに相談して決めることではないでしょう。

○ 須藤商工農水部長

市のほうで決めていくことにはなりますが、これまでも猟友会さんにはいろいろな協力をいただいてきてこの獣害対策について取り組んできておる、ご協力いただいたと。本業ではないところでもご協力いただいてきておるといふような状況でございます。そのような信頼関係の中で、もうちょっと効果上げたいので民間の業者にも頼みますわといふようなことについては、猟友会さんの意見も踏まえて、信頼関係の構築に努めながら取り組みたいといふようなことでございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、もう少し協力者をふやしたいがどうかという相談を猟友会さん側に働きかけるといふことによろしいですね。

○ 水谷商工農水部理事

市に相談があれば働きかけさせていただきます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、もし今後、猟友会さん以外の個人や、あるいは企業から協力してやろうと、協力者に登録したいという申し出があれば、猟友会さん側に相談をして協議するといふことで間違いはないですか。

○ 水谷商工農水部理事

はい、有害鳥獣に関してはそうです。

○ 諸岡 党委員

ちなみに、それは、協議された結果といふのは、議事録等は残されるおつもりですか。そしてまた、それは公開されるおつもりですか。

○ 水谷商工農水部理事

一応交渉経過については残させていただきますし、公開も可能だと考えております。

○ 諸岡 党委員

結構です。

○ 小林博次副委員長

ちょっと関連で。猟友会以外で今、成果上げておる民間団体が出てきておるので、猟友会に丸投げしている、だから、市民の団体に生活上困る問題を丸投げして、協力いただいたという日本語が出てくるんやけど、それは間違いだと思ふんやわ。市のほうとして捕獲する、これはもう責務があるわけやないの。そういう責務を目標を立てて、自分たちで

きないから、猟友会の協力を求めている。それで、幾ら協力求めても、前年度サルが11匹じゃどうにもならんのかな。

そうすると、成果を上げた団体があるんなら、そういうところの協力も求めるようなことを行政としては考えておく必要があると思う。だから、それを猟友会と相談しないとと言われると、市の責任どこ言ったのということになるので、やっぱり市がみずから考えて答えを出していくということと、それと、猟友会に協力を求めているから、なおかつ協力をしてもらえるようなそういう話を並行してやっていくということやわ。それしかないと思うんや。だから、市のほうがもう一歩前へ出て対策を立てるべきだと思うね。

民間団体、これ、趣味の会に丸投げしておるだけやで。それがもう年寄って、この前も猟友会の会員がふえたというので、鉄砲撃ってくれる人が若くなつたかなと思つたら、それは依然として変わらず、1年たてば1歳年寄る。捕獲するほうの人たちが新しく何十人か加わったわけやね。だから、実態がなかなか市が寄りかかるような実態にはなっていないと思っておるんだけど。

それで、不満があつて、いろいろ俺出しておるわけや。だから、それを行政側も受けとめて、猟友会以外のところで協力してもらえて対応できるなら、そういう物差しを加えたらいいわけですか。そういうことをするというのを猟友会に了解を求めておけば、摩擦にもならんし、従来どおり協力してもらえるわけやろ。これは意見。

○ 諸岡 覚委員

例えばそうすると、もしそれが可能になってくると、猟銃というときさすがにハードル高いんだけど、ワナの限定の狩猟免許ってあるじゃないですか。それは講習受けたらとれるわけです。そうすると、例えば自治会なんかで、自治会の役員さん、みんなでちょっと講習受けに行ってワナの狩猟免許取ろうやとなつて取りましたと。自治会の中でワナの免許を持つ人が10人できまして。それで、自治会として市に登録をして、協力者として認定されれば、自治会の判断でワナを仕掛けることも可能になってくるわけですね、理屈上。その認識で間違いないですか。

○ 水谷商工農水部理事

そのとおりでございます。ただ、三重県内、特に四日市の猟友会がそうなんです、基本的には狩猟免許等を取られた方については、特に補償の関係で、ワナを取った方につい

ては猟友会員になってくださいと、そういった猟友会のほうの働きかけもあるのが事実でございます。

○ 諸岡 覚委員

それはあれなんですよ、免許を取るときに安全協会入ってくださいみたいなもので、任意でしょう。まあ、いいです。とにかくわかりました。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 中森慎二委員

先ほど資料要求したカラスの関係で、最終的に例えば市民が捕獲をして、その後のカラスをどう処分できるのかと、そこまで含めて資料としてお願いしたいんですが。

○ 水谷商工農水部理事

わかりました。それで資料を用意させていただきます。

○ 森 智広委員長

今つくっていただいているんですね。追加をお願いします。

他にご質疑よろしかったでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

なしですか。現在、中森委員、諸岡委員からの資料請求はこの審議とは別ということで、これにて質疑を終結させていただきます。

これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費（上下水道局所管部分を除く）、第4項水産業費、第2条債務負担行為中関係部分、議案第61号平成28年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。
全体会へ送るものはなしでよろしいですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費（上下水道局所管部分を除く）、第4項水産業費、第2条債務負担行為中関係部分、議案第61号 平成28年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

続きまして、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費、第4項水産業費、第2条繰越明許費の補正及び議案第110号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費

第4項 水産業費

第2条 繰越明許費の補正

議案第110号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第3号）

○ 森 智広委員長

当議案は、追加上程分ですので、資料の説明をお願いします。

○ 石田農水振興課長

では、補正予算のほうの説明をさせていただきます。資料は、補正予算書（2）の46ページです。

○ 森 智広委員長

もうこれで参考はないですよ。これだけですよ。

よろしいでしょうか。

○ 石田農水振興課長

補正予算書（2）の46ページです。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

はい、始めてください。

○ 石田農水振興課長

46ページ一番上に、農林水産業費、農業費、目3農業振興費とあります。一番上の表、右のほうに見ていただきますと、説明のところにありますように、担い手農家育成支援事業費、青年就農給付金事業費の1125万円の減額です。

こちらの青年就農給付金事業というのは国のほうがやっている事業でして、新たに農業を始める人——新規就農者なんですけれども——が就農した段階での所得の不安定な時期に、国のほうから最長5年、青年の農業者に対して給付金を給付する事業があります。これに関しまして市のほうで対象になるものを27年度予算で上げていたんですけれども、26年12月、26年の年末に政府のほうから地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が出されて、緊急経済対策ということで、27年度に給付を予定しているものを26年度中に前倒し給付をしましょうというアナウンスがありました。

これに従いまして、市のほうでは、そのうちの6軒の農家に対する給付を26年度中に既に給付しました。それ以外に、この給付金事業は、農業所得が250万円を超えると停止するという条件もありますので、上限に達した者が2名ほど、それと、当初から27年度に見込んでいたものより若干実績が減りましたので、結果として予算額の半分になる1125万円の減額となりました。

それからもう一つ、農業振興費の北勢地方卸売市場関係事業費、こちらで530万円の減額。こちらは、北勢地方卸売市場の中での一部耐震診断をしていない棟がありましたので、耐震診断業務の委託と、建物の中にアスベストが見出されましたので、アスベストの除去工事をしました。これの入札差金で、工事請負費で380万円、委託料で150万円の減額というふうになりました。

次に、真ん中あたり、項3農地費、農地総務費、こちらは補償補填及び賠償金です。こちらは、別に議案で上げております議案第105号土地の交換に関する和解について、こちらがかつて市のほうが行った土地交換について一部市が提供した土地の中に第三者が入っているということが判明したので、その土地の利用調整を図るための和解金です。114万

8000円の上程です。

それから、このページの一番下にあります水産業費、漁港建設費、海岸保全事業費で1億7000万円の減額。こちらは、磯津地区の海岸堤防で地震対策、それから、台風・高潮対策で離岸堤の整備と養浜工事を行っています。27年度は養浜を2400㎡ほど行う予定だったんですけれども、こちら国の交付金のほうがつきませんでしたので、その分1億7000万円を減額ということになりました。

補正予算は以上です。

次に、繰越明許費です。こちら、平成27年度2月補正予算（案）の概要という資料はございますでしょうか。

○ 森 智広委員長

いいんですか。よろしいですか、資料。説明入っていただいてよろしいですかね。

済みません、お願いします。

○ 石田農水振興課長

補正予算書概要の12ページの下の方ですけれども、11災害復旧費、1農林水産施設災害復旧費です。26年発生農業土木災害復旧事業なんですけれども、こちらは三滝川の永井井堰です。こちらが平成26年8月の台風で被災しまして、井堰の災害復旧をやっておりますけれども、工事に入りました11月当初、矢板の打設に時間を要しまして、工法検討、それから、機械の手配等でおよそ1カ月おくれました。これによって年度内の完成が見込めなくなりましたので、予算額1億1076万1000円を次年度に繰り越したいと思います。なお、この工事につきましては、4月末までには一応完成するという予定で今進めておるところでございます。以上です。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

食肉センター食肉市場特別会計の補正について説明させていただきます。資料につきましては、2月補正の予算常任委員会資料、商工農水部で競輪事業特別会計と食肉の特別会計が同じになった、多分厚い冊子の見出しに商工農水部となっておる部分かと思えます。予算常任委員会資料、競輪事業特別会計と食肉が同じになった商工農水部の資料でございます。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

お願いします。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

それでは、7ページのほうに補正内容の項目の一覧が挙げてございます。まず今2月補正につきましては、食肉の特別会計としまして、74号の人件費補正も上げてございますけれども、本委員会につきましては110号の事業実績見込みによる補正のほうを審議していただきます。

まず下のほうの表で項目のほうを説明させていただきます。歳入につきましては増減補正、それから、歳出については減額補正ということで、歳入歳出とも両方とも901万9000円の減額補正という形になってございます。

まず食肉センターの使用料でございますけれども、牛、豚とも当初の見込みを頭数で下回っております。これは屠畜頭数なんですけれども、牛については国内の生産、飼っている頭数の減少の影響を受けました。それから、豚については、四日市の市場のほうに出荷している方が1軒廃業されたということの影響もございます。そういう形で329万4000円の減額補正でございます。

それから、その次の一般会計繰入金、これにつきましては、この一般会計繰入金以外の収入は全部、特定財源となってございます。それから、あと、歳出で減額補正してございますので、その差額を一般会計の繰入金で調整させていただきまして、1026万9000円の減額補正ということでございます。

それから、その次の繰越金、これにつきましては、昨年度平成26年から本年度27年度への繰り越しの金額でございまして、770万9000円繰り越しておりますので、この金額に補正させていただきます。

それから、次の実費弁償金、これは光熱水費の実費弁償金ですけれども、これにつきましては歳出の一般経費の補正とも連動してくるわけなんですけれども、電気、ガス、上下水道の内訳が、使用料の支払いが若干変わってきましたので、補正させていただきます。具体的には、電気・ガス代につきましては、燃料費とか原料費の単価が下がってきた関係で単価が下がりました。その関係で減額しておりますし、反対に、上下水道の使用料につ

きましては、豚の伝染病の流行性下痢が発生している関係で、施設内の消毒・洗浄を徹底している関係で使用量がふえて、料金もふえたというふうな形になってございます。

その関係で、歳出の一般経費の差し引きして30万円の減額ですが、実費弁償金につきましては、電気代は総使用料の約58%を徴収しておるとか、上下水道料金ですと総使用料の1割を徴収しておるとか、使用したのものによって徴収する割合が違いますので、合わせて145万3000円の減額となっております。

その次の原子力損害賠償金、これにつきましては、6月議会のほうで議決いただきました東京電力との和解議案に基づきまして東京電力のほうと合意して、賠償金の支払いがありましたので、この金額を補正させていただきます。

それから、その次の市債でございますけれども、本年度につきましては、表の摘要の欄にありますように、枝肉洗浄ライン更新工事、それから、豚部分肉冷蔵庫の設備更新工事のほうで市債の借入れを計画してございましたけれども、工事費が確定してきましたので、市債の借入額もそれに合わせて調整させていただくというふうな内容でございます。

それから、歳出のほうの一般経費は光熱水費なんですけれども、下のほうの施設整備事業費につきましては、本年度、食肉市場棟の外壁の補修と屋根の防水工事を実施しまして、予算現額に関しまして、発注時の工事設計、それから、一般競争入札による入札差金によりまして871万9000円の予算残額が生じたので、この部分を減額補正させていただくというふうなものです。以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。ご質疑がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

では、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費、第4項水産業費、第2条繰越明許費の補正、議案第110号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送る事項もなしということでもよろしかったですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費、第4項水産業費、第2条繰越明許費の補正、議案第110号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第3号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

ここからは、産業生活常任委員会として、議案第79号市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第79号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

○ 森 智広委員長

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

まず、資料ですね。皆さん、確認お願いします。提出議案参考資料、この1ページになります。

よろしいでしょうか。

直接質疑に入ります。ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。

○ 中森慎二委員

議案説明のときに私欠席していたので、出ていたらごめんなさい。あんまりよくわからないんですが、簡単に、何がどう変わるのか教えてくださいませんか。済みません。

○ 石田農水振興課長

この説明資料というのは、行政不服審査法の改正に基づく条例改正なんですけれども、この土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の中に異議申し立ての項目がありまして、今後そこが変わっていきますので、この条例からその部分を削除するという内容です。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

○ 中森慎二委員

どこを削除するんですか。

○ 森 智広委員長

石田課長、もう少し丁寧に説明をお願いします。

○ 石田農水振興課長

議会定例会議案の資料の27ページにその条文のところが載っているんですけども。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

ページ数は、27ページですね。

よろしいですね。では、進めてください。

豊田委員、今探していますか。

○ 豊田祥司委員

いえ、進めてください。

○ 森 智広委員長

お願いします。

○ 石田農水振興課長

今回の行政不服審査法の改正で、異議申し立てという部分が変わっていきます。当条例の中に異議申し立ての項目がありました。ここについて、今後、異議申し立ては審査請求というふうな文言に変わっていくことから、この条例の部分は、該当する部分は削除しようと思っています。審査請求に関する部分は、大もとの行政不服審査法に準じて対応していくということになります。

○ 森 智広委員長

よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

これ、27ページの改正前の30日以内に云々というのがなくなると。それで、どうなるの、それは。30日以内でなくなるとどうなるの。

○ 石田農水振興課長

これは行政不服審査法に基づいて、審査請求ということで、60日というふうが変わっていきます。

○ 中森慎二委員

それ、どこに書いてあるの。

○ 石田農水振興課長

それはもとの行政不服審査法のほうの、上位の法に準じるということです。

○ 中森慎二委員

資料のどこに書いてあるかと聞いたの。いただいている資料のどこに書いてあるんですか。

○ 森 智広委員長

資料内にありますか。内にはないですか。用意している資料にはない。上位の条文に書いてあるということですね。例外とか特別に記載してある分がなくなるので、一般的な60日になるという。

○ 須藤商工農水部長

それはさきほどに見ていただいた参考資料の1ページのほうに、他の条例とまとめて書いてあります。

○ 石田農水振興課長

ちょっと修正です。先ほど私、60日と申しましたけれども、申しわけありません。60日であったのが3カ月のほうに変わっていきますので、ここの参考資料の1ページの中にある法改正の主な内容というところが適用されてくるようになるということになります。

○ 中森慎二委員

改正前の30日以内がなくなって、60日から3カ月に延長されたということですか。

○ 石田農水振興課長

はい。もとの法に従って、異議申し立てというところは審査請求に変わりますし、その期間は3カ月に変わっていく。条文にはなくなりますけれども、そういうふうな適用になります。

○ 中森慎二委員

ゆえに、市民からすると、30日で切られていたものが拡大したと、そう理解したらいいということですね。わかりました。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

他にご質疑等ございますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。議案第79号市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第79号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

続いて行きます。

議案第105号 土地の交換に関する和解について

○ 森 智広委員長

議案第105号土地の交換に関する和解についてを議題といたします。

本件についても、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思いますが、資料の確認を行いたいと思います。105号ですね。25ページになります。

質疑より行いたいと思います。ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

よろしいでしょうか。資料確認もよろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終結いたします。よろしいですね。

(なし)

○ 森 智広委員長

これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。議案第105号土地の交換に関する和解につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第105号 土地の交換に関する和解について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

これで商工農水部所管の議案審査は全て終了しましたが、先ほどのカラスの件の資料、もう少し、どうですかね。まだわかりませんか。1回閉じますか、休憩しましょうか。

では、休憩明けでまたその資料の状況を教えてください。では、2時10分開始です。

14：01 休憩

14：10 再開

○ 森 智広委員長

それでは、ここで、所管事務調査を挟みたいと思います。

所管事務調査としまして、平成27年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会、産業生活常任委員会の所管部分について、理事者より報告を受けたいと思います。資料の説明をお願いいたします。

○ 須藤人権・同和政策課長

座ったままで失礼いたします。人権・同和政策課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまからご説明させていただきますが、資料のほうにつきましては、産業生活常任委員会所管事務調査資料ということで、左肩のほうに黒のダブルクリップがとじてあるもので、その中が二つまたクリップどめでなっています。若干厚目のA3の紙が折り畳んだほうが第1回で、第2回のほうが若干薄目のほうの資料になっております。

○ 森 智広委員長

これ全部タブレットですよ。

よろしいですか。もう少し待ちましょうか。いいですか。

はい、お願いします。

○ 須藤人権・同和政策課長

産業生活常任委員会所管事務調査資料のほうで、一番最初の大表紙というか表紙があって、めくっていただくと、平成27年度第1回人権施策推進懇話会についてというのが出てくると思います。めくっていただくと、ページ番号1となっておるかと思うんですが、平成27年度第1回人権施策推進懇話会の開催についてというA4のものがございます。

それでは、ご報告のほうさせていただきます。よろしくお願いいたします。人権・同和政策課が所掌します人権施策推進懇話会のほう、昨年8月20日に第1回の会議を開催いたしました。後ほど報告させていただきますが、本年1月18日に第2回の会議を開催しております。

これまでの懇話会の経過を若干まとめてございます。本市においては、平成17年によっかいち人権施策推進プランを策定し、各種事業を実施してまいりました。さらに、平成24年2月に懇話会の意見を伺いながら新たなプランを取りまとめ、各種人権施策を進めているところであります。本年8月20日に開催されました懇話会では、昨年度実施された各種人権施策の内容をもとに、プランの進捗管理及び評価について議論されたものであります。

当産業生活常任委員会のほうの所掌ということで、全体は175件の事業がございしますが、本委員会のほうでは44事業が該当してまいります。

委員の主な意見を5点ほど挙げております。所管に限定するということになりますと、

チョボの二つ目なのですが、相談者のプライバシーの確保について質問がありました。これに対し、相談窓口が多い部署では、相談スペースの確保は今後も課題として認識しており、市民の相談案件に応じてプライバシーの確保には十分配慮をしていきたいと説明をいたしました。

さらに、チョボの一番下なのですが、多文化共生モデル地区での実施事業について質問がございました。これに対し、多文化共生モデル地区ではさまざまな事業が部を横断して実施されております。市民文化部のみならず、教育委員会も協力して事業遂行に支障が出ないように鋭意努力を続けていきたいと説明をいたしました。

第1回のほうで出たものを、今後の予定ということで、この出た意見を踏まえて外部評価の案を取りまとめて、次回の懇話会でその内容について議論と、そういう予定でございました。

続きまして、タブレットの番号で行きますと、多分25ページぐらいに飛ぶと思うんですが、平成27年度第2回人権施策推進懇話会の開催についてというのが出てまいります。今年平成28年1月18日に第2回を開催させていただきました。

協議の内容としましては、先ほどの第1回の際に出たご意見をまとめさせていただきました。よっかいち人権施策推進プランの外部評価報告書（案）として取りまとめました。第2回の際には、その取りまとめの案をたたき台として、委員の皆様にご議論いただいたところでございます。

第2回で出た、委員の皆様の主な意見として4点ほど挙げております。さまざまな研修を受けた人々が活躍できる場づくりについてご意見がありました。また、人権に係る人材育成について質問がございました。これに対しては、研修・講習を受講した人が活躍できる場の提供の面については課題があると認識しているとご説明をいたしました。また、個別の人権課題を超えた分野横断的な取り組みについても質問がございました。これに対しては、例えば防災分野など、行政だけでなく地域とも連携しながら取り組んでいきたいと説明をいたしました。最後に、社会情勢が複雑化・多様化している中で、新しい人権課題に対しての推進体制の整備についてご意見をいただいております。

今後の予定といたしまして、いただいた意見を踏まえて評価（案）を修正し、正副会長の承認により成案とすることで一任をいただき、その後、成案を整えて、今議会の初日に皆様のところへ外部評価報告書のほうをお届けさせていただいておる次第でございます。説明のほうは以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。これに関しましてご質疑ございます方は挙手をお願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

2回という短い中で濃い議論をしていただいたらうというふうに思うんですが、1回目のところで1名の方が欠席されています。欠席されている方の分野での意見聴取を会議終わった後行ったのか、2回目のその意見が反映されたのかをお伺いしたいと思います。

○ 須藤人権・同和政策課長

第1回目にお一人委員さんがご欠席されております。この方につきましては、第1回の懇話会が終了後、会議録等調整させていただきながら、それをご本人のほうにお届けをさせていただいております。それから、欠席された委員の方のプラン化に対するご意見ということなんですが、懇話会はその都度その都度、短い限られた時間での懇話会にご議論なっておりますので、その中でご意見を発言できない方も含めて、また事務局のほうに別途届けていただくと。それをもってまた次回に反映させていただくというような形でやっております。

○ 笹岡秀太郎委員

生かされているということで確認をしました。ちなみに、個人名はどうでもいいんですが、分野としては。

○ 須藤人権・同和政策課長

第1回にご欠席されたのは、高齢者の関係の方でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

○ 諸岡 覚委員

この委員さんの選任基準というのは、何か明確な基準はあるんですか。何か書面に書いてあって、こういう基準で選びなさいみたいな、そういう要綱みたいなのは。

○ 須藤人権・同和政策課長

当懇話会の設置要領がございます。その中に、第2条という形で組織をうたっている部分がございます。こちらのほうでは、懇話会は15人以内の委員をもって組織するというのがございます。委員につきましては、学識経験者、それから、分野別の関係団体の代表者等のうち市長が委嘱または任命すると、そのような形で決まっております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、その基準に照らし合わせて、原案はどこかの部署の担当者の方がつくるんだろうけれども、最終的に市長の判断でこのメンバーに決定してほしいという、そういう流れですね。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい、要領どおり、委嘱のほうもさせていただいております。

○ 諸岡 党委員

そうすると、形式上は市長が指名をしているわけけれども、その前段でたたき台的なものはどこかの部署がつくっているんだろうけれども、それはどこが、どなたがつくっているんですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

私ども人権・同和政策課のほうでございます。

○ 諸岡 党委員

いろいろな団体がある中で、いろいろな学識経験者がいる中でこの方々に決定していったプロセスみたいな、あるいは、別に今ここで見せてほしいというわけじゃないんですけども、その決定していく過程の議事録というのはどこかに存在しているんですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

申しわけございません。現在の懇話会の委員さんが2年目の委員さんでございまして、任期は2年で、次が本年の7月末までの任期になっております。今の委員さんを選んだときの、申しわけございません、私、確認はできておりません。ただ、推薦等をいただいておりますので、そのときの団体さんとのやりとりの、推薦いただくためのそういう書面は残っておろうかと思えます。

○ 諸岡 党委員

いやいや、私が言っているのはそうじゃなくて、例えばAという団体さんから出してほしいとこちら側が想定をして、それで、Aという団体さんをお願いをしますよね。そこで推薦云々という紙が出てきてという部分で、今言われたのはその推薦の紙だと。そうじゃなくて、なぜAという団体をお願いをしようかとなったのかという、そのプロセスがわかる議事録はありますかということなんです。

○ 須藤人権・同和政策課長

済みません、私が現段階で確認はできてはおらない状況でございまして。

○ 諸岡 党委員

今じゃなくていいので、確認していただいて、もしあったとした場合、それは公開できるものですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

行政文書として持っておれば、当然公開の対象になろうかと思えます。

○ 諸岡 党委員

じゃ、2年前のそのときのやつがあったかなかったかというのはもう別に問いませんが、そうすると、今年更改を迎えるに当たって、議事録はつくられる予定ですか。なぜその団体に依頼をしていくのか、なぜその人物にしていくのかというのを選定していく過程の議事録はつくられる予定はありますか。

○ 須藤人権・同和政策課長

今現在の懇話会のほうの委員の皆さんの名簿は、お手元の資料のほうでもご確認いただけて、それぞれの団体という形になっています。懇話会の中でも、先ほど第2回の懇話会の主な意見の最後のところでご紹介させていただきましたが、社会情勢が複雑化・多様化して、新しい人権課題等も出てきておると。そういう部分の推進体制ということでご意見もいただいておりますので、当然新しい人権課題に対応する部分のところが必要が出てきておると。それ、ご意見をいただいて、また内部のほうで検討した中で、新しくというようなことがございましたら、当然その選考の内部での当然協議も必要になってくると思いますので、そういう協議をすれば、当然文書としては残ってくるかと思えます。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい、残ってくるかと思えますじゃなくて、つくりますかと聞いているので、つくるか、つくらないか明確に教えてもらえば。思いますじゃなくて。

○ 須藤人権・同和政策課長

当然、四日市市の大きな人権施策、いろいろな分野のものをご議論いただく委員さんでするので、そういう文書を残すようにいたします。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、当然、その会議の中で、例えば老人分野から1人欲しいなという議論が出たときに、じゃ、老人分野だったらこの団体にお願いしよう、理由はなぜかという、そういう議論も当然出るはずだし、学識経験者として大学から欲しいね、じゃ、どこの大学に依頼しようか、じゃ、どこどこ大学にしようか決めていく過程も全部そこで記録に残されるということでもよろしいですね。それで、それはしかも公開されるということでもよろしいですね。

○ 森 智広委員長

それは、済みません、諸岡委員、公開というと、求めに応じてということですね。

○ 諸岡 覚委員

当然そうです。別にホームページに載せろとかそんな話じゃなくて、情報公開条例に基づいて公開されるという前提。

○ 須藤人権・同和政策課長

例えばきょうお邪魔させていただいている産業生活常任委員会ですと、それぞれの分野、他の部局があると思います。他の常任委員会のほうでもそれぞれの所管の部局がありますので、部局のほうでそれぞれ——例えば市民文化部であれば、男女の関係とかそれぞれありますので——そういうところと話をしていきますし、当然、文書として残すわけですから、公開ということで考えております。

○ 諸岡 党委員

わかりました。最後に確認のために。前回のやつがあったら、また下さい。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい、あれば、ご提供させていただきます。

○ 諸岡 党委員

逆に、今、別にそれがあるかないかはまた後日でもいいんですけれども、なかった場合の話を仮定でしゃべりたいんですけれども、今の話では、当然つくるべきものなんだという話をされていましたがけれども、もしなかったとしたら、それ、大問題になるわけですが、そういうことでいいわけですよ。ということでいいんですよ。当然あるべきだとずっとおっしゃっていますので、そういうことですね。

○ 須藤人権・同和政策課長

そういう内部での協議というか、部局それぞれとの調整の中で決めておれば、当然あるべきだと考えております。

○ 諸岡 党委員

結構です。

○ 森 智広委員長

他にございますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

なしですか。他にご質疑もないようですので、これで本件については終了いたします。
ありがとうございました。

理事者の入れかえを行いますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

引き続きお願いします。

よろしいですか。これより市民文化部所管の事案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶いただきたいと思います。

○ 前田市民文化部長

皆さん、こんにちは。本日は、市民文化部にかかわる平成28年度の一般会計予算、それから、橋北交流施設の条例、三浜文化会館の条例案、それから、同工事請負契約の締結議案、それから、補正予算になりますけれども、防犯街灯の新設・維持費の補助金、それから、個人番号カード等の事務にかかわる戸籍住民基本台帳事務費の補正予算案を上程させていただいております。ご審議につき、よろしく願いいたします。

それから、後ほど協議会において、多文化共生推進プランの見直しと市民協働促進計画（素案）に関するパブリックコメントの結果が出ておりますので、ご意見を賜りたく、あわせてお願いいたします。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

ありがとうございました。

それでは最初に、市民文化部中市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分の議案について審査を行います。

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- 第1目 一般管理費中関係部分
- 第4目 文書広報費中関係部分
- 第10目 地区市民センター費
- 第11目 国際化推進費中関係部分
- 第13目 計量消費経済費
- 第17目 コミュニティ活動費
- 第18目 市民活動費
- 第19目 文化振興費
- 第20目 生涯学習振興費
- 第21目 諸費中関係部分

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費中関係部分

第2条 債務負担行為中関係部分

○ 森 智広委員長

まず、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長兼市民生活課長の太田と申します。よろしくお願いたします。先の議案聴取会での追加資料についてのご説明をさせていただきます。予算常任委員会産業生活分科会資料のお手元にある資料もしくはタブレットのほうをごらんいただきますよう、よろしくお願いたします。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。よろしいですね。

お願いします。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

今回、地域福祉等に関する地域づくりの支援の取り組みのソフト事業が一つということと、それから、健康福祉に関して使用している市民文化部所管施設について、ハード施設について、二つに分類して報告をまとめさせていただきました。

まず1番の地域福祉等に関する地域づくりの支援の取り組みにつきましては、七つの事業があります。一つは、地域活動費。館長権限予算といたしまして、今年度から全24地区市民センター館長のほうに150万円の予算を配分して、地域おこしまたは地域の特色を高める事業を起こしてもらおう事業が一つあります。28年度当初予算額につきましては、3600万円になります。

次に、地区市民センター住民運営推進事業費。これにつきましては、地域マネージャーの経費として、民間人としての視点や経験を生かして、市民主体の地域社会づくりをマネージャーが推進する事業として6900万円余の予算を計上しております。

次に、三つ目、生涯学習振興事業につきましては、生涯学習事業、子育て支援、また、男女共同参画、福祉をセンターのほうで事業を起こして生涯学習事業を推進する事業となっております。下のほうに、男女共同参画支援での地区防災講演会といたしまして、地区市民センター主催といたしましては海蔵、河原田、桜、塩浜の4地区、地区主催といたしましては大矢知、内部のセンターの2地区、計6地区でこの事業、講演会を推進しております。

四つ目に、地域社会づくりの総合事業につきましては、地域がみずからの手によるまちづくりを推進するための事業と、それから、その推進母体となる団体事務局の運営に対して総合的な支援を実施しておる事業でございます。これは8100万円余の予算を計上しております。

そして、まちづくり人材育成支援事業、これにつきましては二つあります。一つ目が、地域づくりマイスター養成事業、全市版と地域版。これはアメリカのロングビーチ市コミュニティリーダーシッププログラムの手法を取り入れた養成講座を全地区、また地域とし

て開催をしております。それから、まちづくり人材マッチング事業につきましては、退職後の団塊の世代などの人材の有効活用をするために、地域が必要とする技能を持った方とマッチングする事業になっております。197万円の予算を計上しております。

市民大学（一般クラス）につきましては、市民の学習機会として、高齢社会やまちづくり等をテーマに講座を開催しております。220万円余の予算になっております。

熟年大学につきましては、60歳以上の方を対象に、生きがいや社会参加の意欲を高めるための事業として熟年大学を実施しております。予算は250万円余となっております。

次に、ページをめくっていただきますと、2ページと3ページと4ページ、これにつきましては、今年度平成27年度の館長権限予算の事業概要についてお示しをさせていただいております。

そして、5ページをごらんください。5ページにつきましては、地域社会づくりの総合事業費補助金ですが、これはまだ事業の途中ですので、26年度の実績のほうを計上させていただきました。

以上が、地域福祉等に関係する地域づくりの支援の取り組みについて。

2番目の健康福祉に関係して使用している市民文化部の所管施設についてご説明申し上げます。この施設につきましては2施設あります。楠の楠保健福祉センターです。設置目的といたしましては、市民の福祉の増進として建設されておりますけれども、1階は市の社会福祉協議会が居宅・通所・在宅介護としての支援センター事業を展開しておりますけれども、2階につきましては、今のところ、現在利用されておられません。管理運営費といたしましては1000万円余となっております。

それから、もう一つはあさけプラザです。あさけプラザにつきましては、これも四日市市と菰野、朝日、川越町に居住する老人、勤労青少年その他住民の文化、教育、福祉等の増進に寄与するものとして目的があるわけなんです。健康福祉関係施設といたしましては、浴室、囲碁などの集会室、機能回復訓練室の運営管理、または貸館事業といたしまして、成人健康の相談とか、がん検診、特定健康指導を実施しております。年間の回数につきましては、それぞれ括弧の中に書いてある回数を主催させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 森 智広委員長

追加資料に関する説明はお聞き及びのとおりでございます。追加資料に関してご質疑ご

ございます方、いらっしゃいますでしょうか。

○ 伊藤修一委員

私も資料をいただくようお願いしまして、たくさん資料をつくっていただいて、ありがとうございます。地域福祉等に関するということで一応お願いしたんですが、やっぱり市民文化部の業務の中には、それぞれ文化とか、防災とか、環境とか、さまざまな地域のまちづくりにかかわる仕事をされておみえになると。そういうのは当然認識しておるわけで、今回、地域福祉ということで、市民文化部が携わっている業務を1回洗い出しをしていただいて、それで、来年度予算にまた参考にさせていただきたいと、こういうふうに思った次第です。

この地域福祉に関して、この1番の項目の予算、私、ずっと足し算していったら、全部で2億円近くあるんですね、これ。市民文化部の予算の中で、さっきも文化とか防災とか環境とか言いましたけれども、この地域福祉とかまちづくりに関する予算はもうメイン事業というか、とても大事な事業であるというふうに、それが率直な感想なんです。そんな中で、一つ一つの事業がどうかというよりも、この事業が本当に地域の中で効果的な役割を果たしているのかどうか、そこをこの予算の審議の中で少し確認をさせていただきたいなど、そういう思いを持っております。

例えばこのような2億円の予算の中で、3600万円の館長権限予算と。この館長権限予算というのは、新しい事業で、今までの既存ではなかったわけけれども、そもそもこの館長権限予算が地域の課題とかなりリンクして地域課題に即応できる、いわゆる館長の権限で予算組みをしてやっているということに対したら、この地域づくりの中でそれぞれの地区のセンターの館長はその課題認識ということをしっかりされてみえるのかどうか。この館長権限予算のまた来年度の執行に当たっても、この地域のまちづくりとか福祉の部分というのにこの館長権限予算がどういうふうな反映がされていくのかということを経論的にまずお伺いしたいと思います。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

今年度から全地区のほうで実施しておるわけなんです、まず地域の課題に即応という点におきましては、まず館長が地域の中に入って、連合さんとか各種団体のほうと意見を交換しながら事業を進めていっておりますので、そういう点につきましては、地域課題と

いうことを認識した上で事業を進めていっているというふうに認識をしております。

○ 伊藤修一委員

そうすると、やっぱり地域課題にということとはよくわかったんですが、例えばこの予算のこの資料の中で27年度の事業概要があるけれども、その事業概要の館長権限予算の内容を見ると、それぞれさまざま、それぞれの地域に確かに特色があるんだけど、地域課題というのは一体どこで地域と合意をしてこの館長権限の予算で上げられておるのか。地域課題というには、先ほど福祉の部分で担い手づくりとか、まちづくりの部分での大きな予算の中で、この館長権限予算の中で執行しているとか、事業の概要を見ると、まさに福祉の部分で執行している部分というのは、一体どこがこの中であるのか、なかなか探しにくいんだけど、実際地域の福祉に、ここの事業を役立てるということについては、本庁のほうから館長のほうにそういう指導なり、そういうふうなことについてのレクチャーとか、そんなふうなことをされて見えるのかどうか、そこらを少し具体的な例として伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

館長権限につきましての、センターに対してということなんですが、毎月1回館長会がありますので、その館長会の中で、必ず地域の中に入って、いろいろな方の意見を聞く。特に福祉のことであれば、民生委員さんとか、それから、連合自治会さんとか、地域によってはいろいろな活動団体がありますので、その活動団体とは必ず話をして進めていくよということでは言わせてはいただいております。

○ 伊藤修一委員

そうすると、この館長権限予算の事業概要の別紙1という、2ページのところからずっと見ているんですが、館長さんによっては、150万円の予算でも年間55万円しか執行していない館長さんとか、150万円丸々全部執行した館長さんとか、それぞればらばらなんですけれども、それぞれの地区によって地域課題はクリアしたからこういう結果が出ておるんですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

金額が少ないからといって解決したということではなくて、常磐の場合につきましては、この農業体験を通じて世代間交流、地域の子供たちと老人たちが田畑を耕して地産地消に基づいたということで、経費としては55万円だったということでございます。この事業としてはこれだけしかかからなかったということです。

○ 伊藤修一委員

ということは、たまたまある地区については50万円しか使わなかったから、100万円余っているわけ。100万円余ったということは、その100万円はそういう地域課題とか、地域の福祉とか、担い手づくりに充当することは考えてなかったんですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

残った部分について、事業が一旦終わって、150万円の枠の中で残りの事業がもしあれば追加して事業をするという地区もございますけれども、そこにつきましては、この時点で事業が執行できなかったということになっています。

○ 伊藤修一委員

ほかの地区で高齢者のふれあい事業として68万円で高齢者の地域支援をやっている地区があるわけよね。それはその地区でこの事業をやるためにそのお金を使ったわけだけれども、68万円でできる地区があるのに、結局、100万円のお金の未執行というか、そういうふうなことが出ているということは、逆に館長権限予算が有効的に活用されていないという事の裏返しと違うだろうか。

○ 前田市民文化部長

これは当初の予算の事業経費を載せさせていただいていますので、その後追加で事業をしている場合もございます。それはご了承いただきたいんですが、基本的には各地区で一応話し合いを各地域の方々と持って、今年は館長としてこういう事業をやっているということで進めているというのが基本的な姿勢でございます。

予算は、あくまでもその事業を地域としてやれる範囲内でできるところからやっているというところもありますので、もちろん150万円の予算限度額までしっかりやるという地域もあれば、やっぱり組織づくりがもう少し必要だとか、人づくりをもう少しやっていく

にはこういうステップ、ああいうステップが要るということでここまでの予算だけでも、今、このあたりでまず今年はこういう整理をしようということでやっている地区もあるというふうには聞いております。そこは今後、せっかくこういう予算の枠組みがありますので、できる限りこれを活用するという考え方で各地域は進めていくべきだと思いますけれども、現状でできるところから、今その地域で館長と話し合っただけの事業の範囲内で取り組んでおるという現状がここに示されておるということでございます。

○ 伊藤修一委員

そういう、ばらばらというか、地域でそれぞれの自主性でお任せしますと、それはわからなくてもないけれども、美しいかも、理想かもわからないけれども、例えば下から2段目の中部でも、高齢者の見守り・支え合い事業で140万円使っているわけやね。その地区は高齢者の地域福祉に140万円入れて、やっぱり何らかの成果が出ておるはずだと思います。でも、片方は50万円しかもう何にも使わないで、もうあと残り100万円は戻しましたと。それで本当にいいのかどうかということは今聞いているわけで、あくまでも地域が合意ができないと執行できないというんだったら、逆に館長さんは地域の合意を得ることとか、やっぱり地域の課題とか、それから、高齢者の問題にどれだけ地域の合意に汗をかいているのかということが問われるんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

館長につきましては、地域課題ということで本当に何が課題かということが一番身近に感じているところがありますので、それを確かにどのようにしていくかということはずれない形で連合会長とか、各種まちづくり委員会の方々とか、そういう方々と全て課題について、どういう課題があって、どういうふうにしていったらいいかということをお話を聞いてやっていくと認識しております。

○ 伊藤修一委員

だから、館長さんはもうお任せで、預かったら、館長さんの力量というか、情熱というか、やる気とか、逆に外的な、さっき言った地域の合意という足かせがかかっているわけだから、やっぱりその部分はクリアしていかないと、何にも先に進まないわけです。そうなれば、やっぱり本庁のほうも、館長権限予算といえども、地域課題には全市的に取り組

む課題に今ある時期ですよとか、今は来年度の29年までにこういうことの地域課題がありますよとか、そういうことをしっかり館長さんに徹底しなければ、館長さんは自由に考えて、もうこれで合意ができたのはこれだけしかありませんと言ったら、それで1年間終わってしまうわけです。それで、100万円もお金を余らせて、これでも一つやったらいいじゃないかという。

それではどんどん地域格差ができてきて、それこそ全市的に29年4月に例えばこんなことをやるという、そういうふうな市のオール四日市の方針があっても、全然徹底できないんじゃないかなと思うんだけど。そういう部分でやっぱり本庁の役割というのはあると思うんだけど、そういうことは館長さんにきちっと――さっき月1回館長会議やっているとかおっしゃってもいたけれども――そういうふうなレクチャーなり、そういうふうな情報提供とか、館長さんされてみえるんですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

情報につきましては、都度都度館長らに告げてはおりますけれども、この館長権限につきましては、まず最初に企画テーマということで発表会を行っておりますので、その時点でその事業の内容につきましては市民文化部の中でその議論――館長の発表の中で議論――をさせていただいております。

○ 伊藤修一委員

お金の使い方、その館長がいいと言って合意ができたんだから、150万円を文化に使う、環境に使う、それはあってもいい話だと思う。それがまちづくりの担い手にまた戻って行って、ある人は環境が得意だけれども、その人を育成することで、またその人が福祉の担い手になるという、いろいろな効果が当然出てくるわけで、その地域の役割をやっぱり担っていくという観点からそういう事業があってもいい。ただ、やっぱり100万円戻してくるということが本当にそれでよかったのかどうか。それで、28年度もやっぱりこのままほっといたら、私のところはイベントを一つやって50万円、残りはもう余りましたという、それでもう通って行ってしまうことを今、認めているわけです。いやいや、それではだめですよ。もう逆に、1本で終わるんじゃなくて、じゃあ、2本目打ってください、3本目打ってくださいと、その150万円を有効に活用してくださいという、そういう指導が館長にされているかどうかと聞いているんです。

○ 前田市民文化部長

ちょっと補足させていただきますけれども、当初そういう企画提案をする発表会がございました。それ以降も、実は私も直接各館長から事業の進捗状況の報告を個別に聞いております。それから、中間の報告会を12月にも実施しております。追加して事業をしたほうがいいのではないかという話し合いをして、実際追加をした。これは当初の案になっていますのでその辺を反映していないんですけれども、追加をした地区センターもございます。

ですので、今後、ご指摘いただいているような、やはり事業を館長として精いっぱい、目いっぱいやっていくような方向に取り組んでいく必要はあると思っていますし、既にそういう取り組みの姿勢ではおります。ただ、全センターで今年から始めたわけですけれども、地域ごとにやはりいろいろそういう人づくり、組織づくり、状況も変わっておりますので、センターの館長が今年いっぱい努力する中で、今度次の年にどう向けていくかということをもた3月の末に実は最終の報告会がございます。そこできちっとそのあたりを整理して、次につなげるように進めていきたいと思っています。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。ぜひこれも生きた予算で、四日市のまちづくりの、市民文化部長が横串になって人をつくるという。だから、市民文化部長が直接何か事業を打つというよりも、人をつくるための事業にこれを使っているんだという、そのための事業なんだという意識をしっかり持っていただくようお願いをしたいと思います。

それで、あえて館長さんにかかわって、既に29年には地域包括ケアというシステムをやるということを四日市は宣言しておいて、地域の包括ケア会議が立ち上がって、館長さんがそこへ参加しているはずだと思うんですけれども、その館長さんの立ち回りというか立場というか――健康福祉部がそれは主催しておることだとは思いますが――館長さんがそこへ参加することの意義というのは、それはきちっと館長さんに徹底されているかどうか、あえてもう1回お伺いしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○ 太田市民文化部長兼市民生活課長

前回の館長権限の中で、各館長に対しまして、地域ケアにつきましては、まずこの会議に出席するに当たっては、必ずそういう状況を把握することと、それから、課題を見つけ、

それからまた、人づくりとか組織づくりに資するような考えを持って臨むようにということとで指示したところでございます。

前回の館長会でございます。済みません、言い間違えました。失礼いたしました。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。これから1年がとても大事な時期だと思うんです。だから、館長さんも、お客さんで座っておいてもらっても、やっぱり何のために出ているのか、忙しい時間を割いているのかわからなくて、何を期待しているのか、何が求められているのか、積極的に発言をしていただくようお願いをしておきたいし、逆に発言をしていただけじゃなくて、そのときの会議の内容は、ぜひ本庁のほうでフィードバックして把握する、そういうシステムというかね。だから、あくまでも館長さんも、得手不得手もあるし、技師の方もみえるし、文系の方も当然いろいろ差があると思うので、そここのところのこぼこはやっぱり本庁が平たくならしてもらって、できるだけ29年4月に全地区である程度の担い手の確保ができるような、またそういうふうな体制がとれるように市民文化部が土台となって応援していくんだということだけ徹底していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点、地域の地域づくり、それから、地域の人づくりや組織づくりの土壌をやっぱり館長がつくっていくということ、地域とともにいろいろと話し合いをしながら、そういった土壌づくりを進めていくということは重要な役割だと認識しております。今後、いろいろな場面でそういう取り組みの一つの成果が地域ケアなんかのそういう場面でも生かされていくということにつながるということをつきつりやはり勉強会もして、その辺の共通認識を持って取り組んでいきたいと思っています。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。ある程度もう頭の中のイメージというか、やっぱり市民文化部の役割としてはそういうまちづくりを目指しているんだなということが、共通理解というか、議会でも委員会でこういうふうに理解できたというか、これだけの資料を出してもらって、そして、2億円という予算をやっぱり地域に落としているわけだから、それなり

の成果が、また緊急的な課題——29年までに何かやらなければいけないという何かのその課題——に対しての意気込みをぜひ来年度1年間、部長のほうで指揮をとっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、6ページのところの資料が入っているんですが、この資料については、先ほどの確認した市民文部の役割と、それと、この健康福祉に関して使用している市民文化部所管施設という、これが何かミスマッチしているような気がして、私のほうで今までの委員会でも何度かお話をさせていただいてきているんですが、この件に関して、改めてもう一度確認をしていきたいと思うんです。

例えば楠の保健センターに来年度予算で1000万円予算計上していると。その楠の保健センターの今現在の利用状況というのは、四日市市社会福祉協議会がデイサービスをやっていますと。これが市民文化部の予算の所管事項というか、それに合致しているのかどうかと。社協さんといえ、市の第三セクター、外郭団体でわかるんですが、共栄作業所とか、たんぼぼとか、あさけワークスとか、四日市の市の施設でそういう事業ももちろんされてみえるわけだけれど、その中でこの楠の保健福祉センターは、障害者の施設は健康福祉部が所管して、何でこれが市民文化部が所管しておるのか、いつまでこれを所管していくのかということをもまず一つお伺いしたいなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○ 前田市民文化部長

これにつきましては以前にもご指摘をいただきました。本年度に入りまして、健康福祉部と市民文化部と、それから、政策推進部にも入ってもらいまして、この保健福祉センターの利活用に関しての検討をどういうふうにしていくかといろいろ検討を進めてきております。基本的にはこれは旧楠町時代に建設されたものでございまして、健康福祉用途の施設になっております。1階が今現在、社会福祉協議会が利用しておりますけれども、2階は未利用の状況になっておると。特にこの2階の活用についてどういう方向性があるかということもずっと議論しておるんですけれども、まだ残念ながら結論が出ていない状況でございまして。

これをどうして市民文化部が持っているかということについては、基本的にはやはり楠の施設については、平成26年度までは楠総合支所があったわけなんです、その楠の施設としてこれを市民文化部が所管してきたという経緯もございまして。ただ、既に楠の総合支所も地区市民センター化されておりますし、それぞれの用途に応じて、その目的に応じて

それぞれの所管部門が当然担うという考え方もございます。

ですので、今、全庁的な観点から、楠の保健福祉センターについてはどのように活用していくといいかということについては、いろいろ健康福祉用途の施設の性格を踏まえながら今それを探っている現状でございまして、もう少し時間を要するというところでございますが、引き続き精力的に検討を進めて、今年中、この12月ぐらいまでには一定の方向性が出せるように努力していきたいと思っております。

それから、あさけプラザに関しましては、これはあさけプラザが地域の総合施設として設立以来30年余を経ておりますけれども、この中での健康福祉関係の施設として、これは当時設立当初から複合施設として運営をするという経緯がございますので、一体的な運営の中でこれを運営してきておるといふ事情もございまして、そういう点があるということもございまして。

○ 伊藤修一委員

楠は、中に入っている社協のデイサービスというのは、住民にとってプラスというか、結局、事業ならやっぱり民間の事業と一緒に、それが結局、近くにも民間のデイサービスももちろんたくさんあって、社協だからそこで貸してもらって事業をすると。市民文化部がその予算を持っていると。でも、その事業自体は、結局、住民のためにはいいながら、黒字か赤字かいったら、実際はこれ、本当に黒字事業じゃなくて赤字事業になっているんじゃないかなと思うんやね。

この間も市の広報でこの楠のここで社協が職員募集といって職員を募集していますということを出ておったわけです。そうすると、社協はこの施設を自分の事業のために一応使っているわけだけでも、本来大家さんというのは市民文化部で、その市民文化部が持っている考え方の中でこの施設を結局有効活用しようと思ったら、赤字の事業をここに置いておくことが本当にいいのかどうか。逆に2階が有効活用されていないもので、福祉のことを考えようと思ったら、市民文化部じゃなくて、健康福祉部が考えるべきと違うんですか。

○ 前田市民文化部長

そういうご指摘も当然あるということで、今まで健康福祉部と市民文化部と、それから、全庁的な観点ということもあって政策推進部にも参加をしてもらって検討しておるといふことでございます。当然、福祉用途で考えていこうとしますと、健康福祉部が中心になっ

て一つの方向性を考えざるを得んというところもありますし、それ以外の方策を狙うとすれば、政策推進部等とも協議しながら、全庁的にどのような方向性があるかということを考える必要があるということなんですが、現状のところ、まず全市的にいろいろ声かけはしてみましたけれども、今、この楠の健康福祉センターを活用してこういうふうにやっていくといいんではないかという、健康福祉部以外からの提案は残念ながら現状がございいます。

健康福祉部とは、健康福祉の用途としての施設の性格もございいますので、やはり健康福祉部のほうで今後、例えば介護予防や生活支援の事業等も含めていろいろ展開される可能性もございいます。ですので、そのようなことも全部包含しながら、どのような方向性を持った活用策があるのかは、引き続き何とかこれを利活用できるような方向に持っていきたいということで詰めたいとは思っています。

○ 伊藤修一委員

少なくとも1000万円の予算計上をしているのは市民文化部ですので、その市民文化部が、こういう部分ではちょっとアウトに入った部分で、こここのところの活用についてしっかり責任を持った仕事ができるのかと思うとやっぱりちょっと疑問があるので、先ほど部長が言ったように、今年中に一つの結論が出していただけるように、これは委員会の場で今部長がおっしゃったことを私たちも一応確認をさせていただいて、ぜひ議会に途中経過を報告いただくようお願いしておきたいと思えます。

それから、あさけプラザの話も先ほど部長から言われましたけれども、複合施設といえども、三浜の施設も東橋北の施設も複合施設で、縦割りどころか、1階はここまでこども未来部、どこどこは何々、あるいは3階は、4階は商工農水部とか、みんなそういう複合施設はそれぞれが目的を持って利用しているわけです。だから、あさけプラザのお風呂とか健康回復、健康指導、その目的は市民文化部が直営でやる理由というのは一体どこにあるのかというのが、一応複合施設だから持つというのは理由にならないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○ 前田市民文化部長

これはやはり設立当初からの一つの流れがあるということしかないと思うんですけど、いろいろ調べてみますと、当初やはり、これは図書館もございいますし、ホールもござ

います、スポーツ施設もございます。それで、健康福祉施設もあるということで、多目的な施設として当時開館されて、これをやはり当時の市民部、現在の市民文化部が一括してそれを直営で運営する方向性でやってきたということでございます。この健康福祉の関連施設も、そういった一体的な運営の中で、その範囲としてどういうふうにするかという方向性でやってきたということですので、その辺はそのようにご理解賜りたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

あさけプラザの予算はまだ今これから後の予算になってくるので、また別になるかわからないけれども、あさけプラザも、お風呂をバリアフリーにしたり、やっぱり四日市の中央老人福祉センターとか西老人福祉センターとあさけプラザのお風呂は一体どこが違うのか。逆に一つの施策にくるんで、やっぱりこれからの要支援者とか、それから、地域の包括ケアのそういう一つの担い手の拠点として置いていってもらうということはある話かわからない。そこらをきちっとやっぱりすみ分けしてなくて、ただ単に昭和40年か30年かできたその経緯それだけを理由にこうやってまた予算を置いて、それで、従来どおりという考え方では、新しい館長さんに頑張れと言っておるわけには、何か変なものを引きずっておるような気もしてしょうがないので、この辺についてはまた後であさけプラザの予算のときにお話をさせていただきたいと思えます。

そういう部分で、私のほうはもう、今の資料を説明いただいて、今後の考え方とか方向性についてある程度理解はできましたので、この質疑についてはこの程度にとどめたいと思えます。

○ 森 智広委員長

ちょっと長時間に及んでいますので、1回休憩を入れます。3時25分再開とさせていただきます。

15：14 休憩

15：25 再開

○ 森 智広委員長

それでは、委員会を再開いたします。

関連ということで。

○ 荻須智之委員

半分確認なんですけど、先ほどの館長権限の予算なんですけど、ご説明いただいたように、自治会と館長がキャッチボールして、その上で館長会の会議でまた市のご意見を取り入れて、最終的に館長が決めてらっしゃるということによろしいわけですね。

それと、この150万円という数字すごくありがたかったんです。まちづくりとかああいうのをやるのに使っていただけるということで。それで、もし可能ならということで、人口割の比例上乗せ分というのをまた将来考えていただけないかなと思ひまして。減らすことには反対なんですけれども、可能かどうかまたご意見をいただければと思ひます。

以上です。

○ 森 智広委員長

答弁求めるんですよ。

○ 荻須智之委員

答弁を。

○ 森 智広委員長

現段階での考え方ですね。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

去年モデル事業をして、今年全24地区ありましたので、この中でどういうふうな形で事業費が使われるかどうかということも含めて、事業費につきましては、ちょっと検討させていただいて、人口比例の部分、算出を150万円からどうするかにつきましてはなかなかちょっと厳しいと思ひますので、しばらく150万円のほうでいかせていただければ。

○ 小林博次副委員長

検討に関連した質問で。

○ 森 智広委員長

検討で関連。どっちが関連強いですか。じゃ、検討で関連で。

○ 小林博次副委員長

これ、使い方もばらばらだなと。だから、二、三年やって、総括しないと、地域活動のよさというのはいらないかなというふうに思うやね。そんな気がするの。今、あなた方は内部的に相談してということだね。内部的に相談して、今年中にどうするのかという答えを出すということだろう。だけど、それもいいけれども、やっぱり外部の人たちも入れて、どんな使われ方がいいのかというのは論議するような場面もつくるほうが、別の角度、視点から物を見てくれるということでプラスにならないかなと、こんなふうに思っているの、要望しておきます。

○ 中森慎二委員

小林副委員長おっしゃったことともちょっと関連はあるんですが、館長権限って何なのかと。結局皆さん方が求めているのは、地域の同意があるものというふうな足かせをつけているんです。僕は本来、それぞれの館長さんが、この地区——自分の所管するセンター内——において、地域の住民が反対であろうと、これやりたいんだと、これが本来の館長権限じゃないかと思うんです。

だから、結局、今の状況は、地域のまちづくりのいろいろな行事に館長権限のお墨つきをつけているだけじゃないか、極端なことをいえば。僕はその域を超えていないと思います。本来、福祉でやるようなところに巻きかえてみたり、いっぱいあるじゃないですか。認知症のことだって、それは市民文化部がやらないといけないことなのかどうかよくわからないけれども、館長権限の予算でね。

だから、小林副委員長おっしゃるように、僕はどこかで一遍総括して、本当の意味の館長権限というのは何なのかということを追究しないと、今のままいくと、地域の要望を館長権限の中で消化しているだけです、ある意味ね。それは違う側面のところもあるかもわからないけれども、大勢は私はそうじゃないかと思う。

だって、館長がこれやりたいと思っても、連合自治会長がだめだったらできない。これ、

館長権限じゃないですよ。館長権限の衣を着ているけれども、その中に地域の連合自治会があるわけでしょう。地域の団体があるわけじゃないですか。だから、それなしにできない。館長には手足がないわけです。市民センターの職員だって四、五人しかいないでしょう。だから、そこをやっぱりよくよく考えて、この権限予算というのは何なのかということを考えなければいかんということと、今、荻須さんおっしゃった人口要件による加算だとか地域特性による加算というものも本来考えるべきだと思うし。

だから、極端なことをいうと、地域に道路に穴があいていると。都市整備部に頼んでも、順位は100番目だと。だけど、市民センターの館長から見て、これ、この地域では一番の重要性の事項だと思うので、自分の予算でやるということが、ある意味、館長権限じゃないのかなと僕は思うんです。だから、その領域に渡された予算について、本当の館長の権限でやれるものをちゃんとつくってあげることが大事だと思うし、それ渡したら、もう文句言うなよという話が僕はあってもいいと思うんです。地域の人が、館長、そんなに予算使うのというぐらいびっくりするようなことに使ってほしいなと僕は思うわけです。でないと、おもしろくないじゃないですか、行政の中が。

地域合意も大事だけれども、やっぱり館長さんが市長の名代で各地域のセンターの代表、行政マンの代表として行って、そこに150万円という予算をやっと初めてつけた。じゃ、それが本当の自分の思いでこの地域こうしたいんだというものが判断できるものにならないと、僕は違うと思うんです。だから、一遍ぜひこれは総括してほしいし、それで、本来、年度の決算では、館長さんに一遍に委員会に来てもらって、この館長権限の予算のことも聞いたらどうですか、直接我々も。そういう時間もぜひつくってほしいなと思いますし、また委員長、来年度ちょっとそんなこともね……。

○ 森 智広委員長

来年度はね。来年度は……。

○ 中森慎二委員

済みません、委員長にということですので。お願いしたいと思います。

○ 森 智広委員長

わかりました。

○ 中森慎二委員

済みません、関連はそんなところですよ。別に答えてもらわなくても結構です。

○ 森 智広委員長

意見ということで。

○ 諸岡 覚委員

私も今中森委員が言われたこと、全くそのとおりだなと思っておって。もう少し逆説的にいうと、だったら、最初から館長権限じゃなくて、自治会にぽんと丸投げしてもいいんじゃないかなという気もするんですね。だから、その辺も踏まえて検討してもらいたいなということを意見だけ。

○ 森 智広委員長

関連でよろしいですか、ほか。

○ 伊藤修一委員

要望だけ。平成28年度当初予算という、この分厚い資料があるんです。この予算のタイトルをずっと見ていくと、部別に、市民文化部が何ページからずっと書いてある。それはそれでいいわけですよ。でも、下から14、15、16、17、18というのは、これ、マトリックスで、結局、縦横という、いわゆる縦割り予算と横割り、いわゆる施策別にそういうふうな予算が組み立てられているという内容で、そこには、防災、子育て、環境、生活、産業活性化、文化、観光、スポーツと。

私のほうも、これを見ておると、さっきの話の中で私ちょっと提案したのは、やっぱり地域福祉と。だから、逆に言えば、どこが本来持たなければいけない予算なのか、どこがやるべき予算なのか、やっぱりきちっと精査する、その必要があると思うんです。

それで、これはぜひ委員長報告でもこの精査をしていく意味でも、ここには14、15、16、17とあるけれども、福祉の項目で縦横、マトリックスきちっと合わせて、本来持つべきところはここだと、ここで予算は持ってもらわなければならないか、逆にうちはやるべきことは何だと。いわゆる市民文化部はその施策のどこを担っているのかと。横串とか土台とかさ

っきの話の中でそれをきちっと明確にする意味で、ぜひこの予算の中にそのマトリックスに福祉を1項目入れてほしい。ぜひそれはまた声を上げていただきたいと思うんですが、これはもう委員長にお任せしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 森 智広委員長

はい、わかりました。承りました。

他に、この関連、館長権限予算に関しては一旦閉じさせていただきます。

全般的に。

○ 中森慎二委員

当初予算資料の55ページ、市民活動支援事業の中の防犯カメラの補助金についてです。委員会資料の12ページにもつけていただひてあるんですが、昨年度の交付実績あたりも少しお聞かせいただきたいのと、もう一つ、補助申請がちょっとしにくいというような声もちらほら聞くところがある、会派の中のそんなご意見が出ておったんですけれども、そこら辺のような、この交付要綱の中身で、ここをちょっとこんなことを変えてほしいな、あるいは使いにくいなというような意見というのはそちらでは届いてるんでしょうか。

○ 森市民協働安全課長

市民協働安全課長、森でございます。よろしくお願ひいたします。ただいま中森委員のほうから、防犯カメラの実績と、それから、活用に当たってのお声ということでご質問を頂戴いたしました。

まず実績でございますが、昨日になります、2月29日現在で交付決定をさせていたひていますのが、11センターの部分から出てきています35件でございます。うち、22の自治会と1商店街組合というような形で頂戴しております。私ども、カメラの台数といたしましては48台が出てきております。通学路については45台、それ以外が3台という状況でございます。ただ、今も申請はしていただひて、まだ交付決定まで至ってないところもござひますので、そういったところをしますと60台近いものになってくるのではないかなと見込んでござひます。実績は以上のようなところでございます。

お声といたしましては、私どもがよくお聞きするのは、設置する場所でございます、よく電柱であるとかN T Tさんとかそういったところに設置がしたいんだけど、なかなか

かうまくいかないというようなお声は頂戴しております。それ以外は、個々個別でございますので把握し切れてはおりません。以上でございます。

○ 中森慎二委員

実績のほうはよくわかりました。あと、補助金の申請に伴って、少しこういう文言についてはどうかなというようなところはありますか、申請をしてもらった中においては。

○ 森市民協働安全課長

申請については、一つ一つ丁寧にはやらせていただいているつもりではございますが、何分初めてでございますので、書類等のわからないというような細かいお答えは聞いております。以上でございます。

○ 中森慎二委員

申請書の中身がわからないというのは、熟読してもらわないとわからないところもあると思うんですが、制度として何か問題があるというようなことはないという理解でよかったですかね。わかりました。

○ 森市民協働安全課長

今のところ、この制度は喜ばれているというふうに私どもは思っております。

○ 中森慎二委員

全国的な犯罪とその解決に向けての防犯カメラの効用が改めて再認識されている時期にあるので、これからもどんどんふえてくると思うんです。この予算額、昨年から見るとかなりふやしてもらってあるんだけど、さらに年度途中でも状況に応じては補正組んでいただくなり対応していただきたいと思っています。

もう一つ、この趣旨が、プライバシーの侵害を守っていくということの側面と、それから、犯罪の抑止力というもの、あるいは犯罪の解決の糸口というものと、要するに、三つあると思うんだけど、そこのプライバシーの侵害におけるデータ管理というものは、自治会管理であろうと、何であろうと、要綱をつくってもらったりとか、ここの補助要綱に沿った管理が厳密にできるということ、このことだけはちゃんと担保していただくことは

譲れないところなので、そのところはぜひご指導していただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 諸岡 覚委員

同じページの55ページの市民活動支援事業の4番の地方創生地域づくりマイスター養成事業というやつです。これ、前から言っておる自治会連合会さんが海外行って勉強してきたことを地域に広めていきたいということなんですけれども、ざっくりした話は私も聞いているんですけれども、もう少し具体的に何か今説明できる範囲があったら、補足でご説明いただけないかな。何をするのかということ。

○ 森市民協働安全課長

マイスター養成講座としまして、今年度は全市版と地域版とに分けてやってございます。全市版というのは、昨年までずっと続けてきたものに、新たに米国ロングビーチで学んできましたコミュニケーションにかかわるリーダーシップ研修の部分を取り入れております。

ざっくり申し上げますと、そのコミュニケーションの演習の中で、みずからが一体どういうタイプの人間かというのを米国のほうで四つの動物を例えに出しまして、自分がどんなタイプに類するかというようなことをまず分析を始め、そして、他者とのかかわりをどうしていくかというようなことをその演習の中で体験していくような形になっております。人はそれぞれいろいろないいところがあって、特徴があって、でも、それを協調していくことがリーダーシップ、協調できるようにしていくのがリーダーシップだよということ学ぶ、そういうプログラムを組み入れてございます。地域版のほうにもこれを組み入れるようにしております。以上でございます。

○ 諸岡 覚委員

その四つの動物のタイプに云々というのは、正直、私は経験したことないのでわからんけれども、似たようなやつで、もっと種類の多い動物タイプみたいなのを何かのセミナー

で私も受けたことがあるんです。割と当たっているよ、おー、すごいと思ったことはあるんですけども、言ってみれば星占いレベルのことであって、そんないいかげんなものに公金使っているのかなと正直思うんです。割と当たったなという実感はあるんですけども、根拠はないんですよ。どうなんですか。

○ 森市民協働安全課長

済みません、なかなか上手に説明が。体験していただくとすごくよくわかっていただくんですが、目的は、自分がどのタイプかというのではなくて、自分の中にいろいろな側面があるよと。だから、他者もそれぞれ特徴を持っているんだよと。だから、決して相反するばかりではなくて、うまくかかわりを持っていい関係をつくっていけるんだよと。地域づくりをしていくためには、そういった物の見方、考え方をリーダーが持つことが一番生きてくるんじゃないかということで取り入れておりますので、星占い的には考えておりません。終わってから皆さんが言われますのは、自分とか他者とかとかの見方が広がったというようなことのお声を頂戴しております。以上でございます。

○ 諸岡 党委員

これ、講師は誰がされるんですか。

○ 森市民協働安全課長

この会の講師は、それこそロングビーチへ行っていただいた、連合自治会の例えば自治会長さん、連合会長さんとか、そして、プラス私どもの職員も行ってございますので、その者がさせていただいております。

○ 諸岡 党委員

変な話、私もいろいろなセミナー受けて、すごいよかったなと思うことはよくあります。自治会の皆さんも行かれてよかったなと思われたんだと思うけれども、よかったなと思うことと、人に教えるというのは全く別物なんですね。私もセミナーを受けるけれども、じゃ、それをそのまま人に伝えて教えられるかといったら、多分私、よく教えやんのですよ。自治会の皆さんがこれを教えるだけの能力を皆さんお持ちなんですか。

○ 森市民協働安全課長

今までたびたびと私も同行させていただきまして、お手伝いもしながら、いずれは私もやらせていただきたいなと思っておるんですが、やはり最初にすっとやれるものではないとは思いますが、綿密にプログラム化はされてございます。ポイントをしっかりと押さえておりますので、皆さんそれをちゃんと何度もやるうちに、非常にうまく運営できるようになってきているというのが私が参加させていただいた実感でございます。

○ 諸岡 覚委員

私、反対するつもりもなく、いいことだと思うので、自治会の皆さん方の能力を超える部分なんかもきつとあろうかと思うので、そういう部分は市のほうでしっかりとフォローしてやってくださいということでそれだけお願いして、これは一旦終わります。

○ 森 智広委員長

他にございます方。

○ 中森慎二委員

当初予算資料の56ページの音楽と情報ステーション推進事業についてです。会派のほうでも、これ、職員さんの提案に基づくものらしいんですが、内容がまだもう一つよくわからないということと、イベント情報なんかの閲覧サイトを運営してもらおうということのようなんですが、現状、四日市市内のイベントを主催している団体間が余り仲よくなくて、余りよくなってないんじゃないかという話がちょっと会派の中で出ていまして、そこら辺のところも含めて、この音楽ステーションの推進事業で何がどう改善されて、どんな情報発信になるのかというのを簡単にご説明いただければありがたいんですが。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

文化振興課長の小林でございます。こちらにつきましては、委員言われるように、平成26年度に職員提案で提案されました。職員の年齢も比較的若い職員でございます、その職員たちも実際にバンド活動をしているということでした。全国ファミリー音楽コンクールや四日市JAZZフェスティバル、そういった音楽のまちになりつつあるということも見ながら提案をしていただいたんですが、自分たちがバンド活動をするときに、練習場所

とか、あるいはちょっとステージがあって発表できる場所とか、そういった情報が欲しいということで、若い世代でもありますので、インターネットなどで調べられたらありがたいなというふうなこともあって、札幌のほう——札幌は今、観光も含めた、スポーツも含めた幅広い情報ステーションになっているんですが——も実際に見に行くと、そこはスポットもありましたので、人がいるところもありましたので、そこでいろいろ聞いてきたというふうなことを発表しました。

それを受けて27年度に予算化をいたしまして、これ、地方創生の先行型ということにも今年度27年度になったんですが、引き続き、音楽ステーションにつきましては、インターネット上で先月2月20日に開設をいたしました。ここで例えば、デジタルのほうは音楽のみの情報とさせていただいています。こちらで予算の説明をさせていただいたときに、公共機関がやっておるだけではおもしろくないので、ライブハウスとか音楽カフェとか、そういったところのことも十分入れて魅力のあるものにせよというようなこともありましたので、ライブハウスにも赴いてご説明したりというふうなこともさせていただいております。

文化をやっていただいている方も、こういうサイトができたということはこれから入れていけるのでありがたいという生のお声も実際には伺ってはおります。もし自分がイベントをするときには、サイト登録をしていただいて、それで入れていただく。その中身を見させていただいて、審査して、アップするのは私どもでさせていただくというふうなものになっています。ですので、文化団体さん同士で仲たがいというふうなことは私どもで把握はしていないんですけれども、まずインターネット上ではそういったことを発信もできるし、受容もできるというふうな仕組みをつくったということです。

それから、アナログのほうは、音楽だけに限らず、やはり紙媒体でのチラシあるいはポスターを見るというふうなことの年代もいらっしゃると思いますので、市民窓口サービスセンター内に文化情報スポットということで、パンフレットスタンドとかポスターの掲示板などを、これは1月15日に設置させていただいたというもので、引き続き28年度も情報発信をしていきたいと思っております。

○ 中森慎二委員

そうすると、四日市市音楽情報ステーションのサイトをクリックすることによって、いろいろな情報が得られるというふうなシステムが立ち上がるという、そういう意識でいい

わけですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

そうでございます。先ほど、ちょっと申しわけございません、説明で間違えました。地方創生の先行型は27年度ではなくて26年度の補正でさせていただいて、27年度執行ということで訂正させていただきます。

○ 中森慎二委員

だから、四日市市音楽情報ステーションのサイトをよく皆さんに知ってもらうことをやらないと始まらないということですよ、いずれにしても。そういうことですね。わかりました。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

そのとおりでございます。きょうカウントしてきましたら、イベントは13件入ってありました。そのうちで民間の方が入れていただいたのが1件ございました。施設の情報も8件入っておりますが、これもやはり公共機関が多うございますので、1件は民間のライブハウスさん入っていただいていたけれども、これからどんどんPRしていきたいと思えます。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと関連して聞きたいんですけども、別に反対するとかそんなつもりなくて、知識として知りたいんですけども、今の話だと、民間のライブハウスとかの情報もということだけど、そうすると、いわゆる営利目的のやつも全部無条件で載せていくと、そういう認識でよろしいわけですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

はい。ライブハウスは営利目的でやってらっしゃるというふうなことではございますが、一旦、有料か無料かというふうなことの情報を入れさせていただいて、それよりより知りたいということであれば、クリックを押していただくというふうなことで、一旦は、有料か無料かというふうなことでご紹介をさせていただいています。

○ 諸岡 党委員

もう一つ、対象が、市内で行われる音楽を含めた文化的なイベント等と書いてあるんですが、どの辺まで含むのかなど。変な話、音楽を含めた文化的なイベントというと、ちょっとこれにそぐわないような気もするんだけど、この文言だけでいうと、日本舞踊の発表会、あれはカラオケと踊りとセットのわけです。そこまで入るのか、あるいは、いわゆるご当地歌手と言われる方々が大勢いらっしゃるじゃないですか、四日市でも。ああいう人たちが例えば温泉施設なんかで歌謡ショーをやるみたいな、そんなものも含まれてくるのか、どのレベルまでが範囲に入るのかというのを。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

今おっしゃっているのは、(2)のアナログ情報のほうでございますね。紙媒体のほうですね。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

こちらにつきましては、もちろんだんなものでも、地区で例えば文化祭をするというふうなものもパンフレットを入れていただけますし、地域でいろいろな文化、民謡も踊りも何でも文化的なものに関してはいいということで、地区でやるイベントも入れていただければ情報発信していただけると思っています。

○ 諸岡 党委員

デジタル情報の場合はどうなんですか。自治会って最近、自治会のホームページを持っておるところがようけあるけれども、そういうところで今言われたような地域の文化祭的なものを、ホームページをクリックしたら入れる状態ではあるけれども、それも認めていくということですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

今のはアナログ情報の場合は広く文化です。デジタルのほうはとりあえず音楽だけ、生音楽があるというふうなものの情報を入力していただいてアップしていこうと思っ
ています。行く行くは文化に広げていきたいなとは思っています。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、さっき私が具体的に例えで言った、日本舞踊なんかはこれはもう音楽
だけではないので、これはアウトだけれども、地域のカラオケ大会はセーフと、そんなイ
メージになってくるわけですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

今のはデジタルのほうの話ですか。

○ 諸岡 覚委員

デジタルのほう。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

カラオケにつきましてはセーフですね。

○ 諸岡 覚委員

自治会から要請があれば、カラオケ大会なんかの案内もこれに載せてもらえるとい
うことですね。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

失礼しました。デジタル情報のほうは、生の音楽というふうな形にさせていただきます
ので。ただ、生で歌いますもんね。

○ 諸岡 覚委員

そうですね。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

オーケーですね。

○ 諸岡 党委員

了解です。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 中森慎二委員

58ページの三浜文化会館の整備事業ですが、まず名前の三浜文化会館というのは、これは決定したわけですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

条例上、今回上げさせていただいていますが、三浜文化会館の設置条例を上げさせていただいてますので、名前としてはこれでいきたいと。正式な名称として、公の施設としての名称はこれでいきますが、済みません、以前、愛称を募集したらどうかというふうなことがございましたので、これにつきましては28年度に愛称を募集させていただいて、三浜という名前は入れることを条件に募集はさせていただいて、より市民に親しまれるような施設にしたいというふうには思っています。

○ 中森慎二委員

あと、開館後の維持管理のことですが、予算に機械、警備だとか清掃だとかという業務委託の部分が上がっていますが、トータルのこの三浜文化会館の管理はどういう形になるんでしょう。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

開館いたしましてからの管理運営につきましては、当面、直営でさせていただこうと思っております。債務負担行為のほうも起こさせていただいておりますけれども、施設の維持管理に係る部分、清掃や警備や設備の点検というふうなことの総合管理につきましては委託していくような形を考えておりますけれども、直営で事業もいろいろやっていきたい

など。文化のきっかけ講座になるようなこともやっていきたいなと思っておりますし、この部分は直営で、ある程度専門的な内容が要るものについては委託をしていこうと思っております。

○ 中森慎二委員

直営ということですが、体制的な人員とか、あるいは配置時期というのほどのように考えていますか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

今のところ、再任用の職員を数名お願いしておりますのと、それから、28年度につきましては、11月に開館をしたいと思っております、実際の供用開始、貸し館の開始、そちらにつきましては、できるだけ12月1日か、それよりも早くできれば少しでも早く供用したいなというふうに思っております、受け付け等はそれに合わせて、あさけプラザとかそういうところに合わせますと、例えば3カ月ぐらい前というふうなことで、それに間に合うように臨時職員も3名ほど順次雇用したいなと思っております。

○ 中森慎二委員

また体制については改めて教えていただきたいんですが、これ、開館後は直営ということですが、例えば四日市の文化会館と同列の練習場が視野となりますが、この三浜文化会館という名称からいくと、文化振興財団への指定管理ということもある程度視野に入れているわけですか、今後の話としては。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

財団というふうに特定とは思っていませんけれども、行く行くは指定管理というふうなことは十分視野に入れております。

○ 中森慎二委員

指定管理ということであれば、私は、四日市の文化会館と一体的な管理体制のほうが、市民から見てもわかりやすいし、使いやすいというところがあるので、当面は直営ということですのであれですが、今後の管理の、どういう形が一番望ましいかというものを検討

される中において、そういうことはぜひ一考しておいていただきたいなと思います。それが結局、使用申し込みの部分だとかそういうものも並行的なリンクでつながっていくというものがあると思うし、今の既存の四日市の文化会館の練習場の部分もあるわけですし、だから、そういった一体的な利用しやすさというものも考えてほしいなと思うので、ぜひまたお願いしたいと思います。

○ 森 智広委員長

意見でよろしいですか。

○ 中森慎二委員

はい。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 日置記平委員

私から、名称ですけれども、58、59ページの一番上には、三浜文化会館、右には文化会館、ちょっと紛らわしいなど。何がといったら、両方とも文化がついているのでね。あさけプラザは何で文化会館にならないんだろうと思うんだけど、もう向こうはあさけプラザできっちり認識していますので、今度、おまえ、どこでするんや発表会は、文化会館や、どっちの、と言わなならん。これ、必ず出てくるね。だから、これは何かそんな意見出なかったんだろうかと思うけれども、出たと思うんだけど。

なら、三浜という字は何かいろいろとあって残したいということならば、これは残して、三浜会館なら文化が入っておらなくていいなと思ったり、三浜プラザ、三浜芸術プラザ、会館、これ、文化文化がどうも。私も文化会館はよく使わせてもらっていますけれども、通称文化会館で通っていくんやわね。文化会館やと文化会館行ったら、あら、変だなと、いや、これ、三浜やったとか。だけど、この右の文化会館って、これ、頭に四日市とつくんじゃないかったですか。なかったかね。それはどうでもいいんですが、そんな心配をちょっとしています。決定してしまったんだったら、印刷物がそうなっているんなら別だけど、何かそんなほうがいいような気がします。

○ 森 智広委員長

意見ということですか。

○ 日置記平委員

ええ。聞いても、もうこの人ら思いはこっちで決めてしまっているのです、自分たちは絶対これがいいと思っているだろうけどな。

○ 森 智広委員長

愛称の際に参考にしてください。

○ 日置記平委員

でも、これどうだろうな。もう1回、一遍ちょっと意見を集約してね。文化文化、両方に入っているんや。別に文化にこだわらないで、文化なんか総称で文化なんですけど、三浜芸術会館というところのほうの方が何か格好がええで重そうになるから、三浜プラザでもいいし、三浜会館でもいいわけだし、そういうふうに思いました。

○ 森 智広委員長

後ほど条例のほうでも審議ありますので。

○ 日置記平委員

以上です。

○ 森 智広委員長

他にいかがですか。全般的な。

○ 笹岡秀太郎委員

JAZZフェスティバル5周年記念支援事業ですけれども、これ、内容見ていると、5回目を迎えて、これを記念として魅力のあるゲストミュージシャンを招聘すると。そのミュージシャンたちのための音響機器の設営・警備の強化と、これは非常にいいように補助

をつけてくれたなという思いがするんですが、実はJ A Z Zフェスティバルを支えているのは、プロのミュージシャンじゃなくて、いわゆる街の中のミュージシャンがたくさんいらっしゃるって、その人たちは実は参加料を払ってここに出ている。片や一方では、プロの人たちはお金をもらって、さらなる補助を行っている。これは反対するものではないんだけど、やはりいわゆる多くの参加していただく人たちに対しても少し行政の目を向けるべきではないかと思うんですけれども、自分も参加している思いからちょっと聞かせていただくんですが、その辺どうですか。

○ 小林市民文化部長理事兼文化振興課長

笹岡委員からは以前にもそのお話はちょっと聞かせていただいたことがございまして、実はJ A Z Zフェスティバル実行委員会の委員長の方に、そういったご意見をいただいておりますがということで伺ったんですが、委員長としては、やはり参加料を払ってでもこれに参加していただく方、そういうポリシーがあるというふうなことはおっしゃってみました。私がこんなところでご説明させていただくのはちょっと場違いかも知れませんが、そういった趣旨がおありだということで、委員長としては、参加料はいただいくことはやめないというふうなことをその当時はおっしゃっていらっしゃいました。

一方でというふうなことですが、確かにかなりの盛り上がりを見せております。それで、第5回を迎えられたということで、お客様は十分たくさんいらっしゃるんですけれども、よりプロの方を呼ぶことで、多くの裾野を広げるような形で、これまで来られなかった方も来ていただくようなものになればいいかなと思ひまして、この100万円という補助を打たせていただいた次第でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

おっしゃるとおり、皆さんはそういう熱い思いで参加をされているから特に強くは申し上げないけれども、やはりお金を出してでもこのフェスティバルを支えていこうという熱い思いの人が集まっていたいただいているのは間違いないこと。それに対して、今言ったように、一方ではプロのミュージシャンに対して手厚くする、音響もよくしていくという一方で、片っ方ではいわゆる一般の皆さんたちが非常につらい思いをしつつ、それはもちろんお金出しますけれども、それが音響の経費に回っていったり、さまざまな経費に使っていただくんだからそれはいいんだけど、やはりどこかで各会場に対しても、若干でもい

いから、少しはこういう経費が、よりいい音響とか、あるいは道行く人たちの警備にボランティアを使わなくても誰かが来ていただけるような——行政のほうからでもいいけれども——そういうふうなことは少しは考慮してあげても私はいいのかなという気がするんです。

実は実行委員長さんにもこのことを申し上げたんだけど、確かに熱い思いを持って参加していただくためには参加費というのは私はいただいたほうがいいとは思うんだけど、そこから先の、行政としてどうそれを支えていくというのは、ここだけで甘えておっただけいけないかなという気がするので、意見として申し上げておきます。以上です。

○ 森 智広委員長

はい、意見としてですね。

他にあります方。

○ 荻須智之委員

ファミリー音楽コンクールの5周年の事業として今回力を入れていただいたんですけれども、これ、別に予算の上積みというのは必要ないんですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

音楽コンクールのほうも第5回目を迎えますけれども、こちらのほう、補助金650万円というのは上げずに、協賛金もいただきに上がりながら、内容を充実していきたいと思えます。PRがどれだけできるかということが応募者数にも、それから、お客様に来ていただく数にも行くのかなというふうに思っておりますので、できる限りPRに効率的にかけられるように十分力を入れていきたいと思っております。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

他に、ご質疑、ご意見等あります方。

○ 諸岡 覚委員

予算資料の54ページの新規事業の市民が選ぶ市民活動支援のしくみづくりというやつで、

内容のところを読んで1カ所気になる点があったんです。下から3行目の、その投票に応じて市民活動団体に対して云々とあるんですけれども、これもちょっとイメージが湧かない。市民に投票させるということは、いわゆる市民投票的な、どういった投票になるんですか。

○ 森市民協働安全課長

市民協働安全課、森でございます。今いただきましたのは、投票というのはどういうものになるのかということだと思えるんですけれども、通常の選挙の会場とかに行って投票するというのとは当然違うものでございまして、まだイメージの段階ではございます。仕組みは今から考えるので、もう少しお時間いただきたいんですが、四日市にはこのような市民活動があるというエントリーがある中で、私はこの活動に1票入れたいみたいな、そういう形で、その票数が多いところに支援金が余分に行くような、そういった仕組みをつくれないうことを今考えているところでございます。先進的なところとしましては幾つかありまして、市川市というところが先進的にやっていたんですが、ちょっと今……。

○ 諸岡 党委員

1%条例みたいな。

○ 森市民協働安全課長

そうです。そういったところでやっていたのですが、またいろいろなバリエーションも出てまいりましたので、さまざまなところをちょっと研究させていただいて、四日市にとって一番いいものを仕組みとしてつくっていけないかなということを調査研究させていただこうと考えております。

○ 諸岡 党委員

例えば私があかんと思うやり方は、例えばどこかのショッピングセンターに設置するとか、そういうのはあかんと思はるんです。というのは、やっぱり買い物ってみんなある程度固まりますからね。私は一号館に行くけれども、この人はイオンに行くみたいな感じで店って決まっておる。そうすると、全く投票に関係ない人がいっぱい出てくるもので、そういうのは私があかんと思う。だから、全市民が平等に投票できる条件はつくっ

たらなあかんなど個人的には思っておるんです。

例えば1%条例みたいな話も聞くと、それをやった先進事例なんか聞くと、例えば1%条例なんかだと、高額納税者のところにみんながお願いに来るそうなんです。同じ1%だったら高額納税者に投票してもらったほうが効率がいいもので。それで、お金持ちの家に日参して、頼むで、あんたの1票うち入れてというようなことをして、それはそれで困ったという話も聞くので、その辺も踏まえていただいて、本当に平等で、誰も迷惑こうむらないような投票システムを考えていただきたいなと思います。

そうすると、まだ具体的には一切何も検討はないということですね、具体的な投票方法は。

○ 森市民協働安全課長

はい、具体的なものはまだこれから詰めてまいるんですが、例えばネット投票みたいなことを活用できないかという幾つかのパターンを考えたいと思っております。

○ 諸岡 党委員

終わります。

○ 森 智広委員長

他にございますでしょうか。

○ 荻須智之委員

済みません、マイナンバーカードのコンビニ交付というのはどう……。

○ 森 智広委員長

これまた違う。後ですね。

○ 荻須智之委員

後やね。済みません。

市美展の入賞者の流派の偏りがあるのかということをおちょっと会派で問われました。満遍なく流派が取り入れられているかということをお尋ねられました。質問します。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

市美展につきましては、改革ということで23年9月の決算議会のときに附帯決議をいただきまして、それ以来、24年度かけて運営委員会などでも協議をしてまいりました。一番大事なところは、運営委員と審査員を兼ねないというふうなところが一番のポイントになっておりまして、これにつきましては既に第41回のおきから、ですので、26年度のおきから運営を兼ねていないというふうなことです。審査委員長につきましても、当日後に来ていただきまして、1時間早く来ていただいて審査委員長をその場でお決めいただくということで、もうぶっつけ本番でやらせていただいておりますので、そういったことはないと言わせていただいていると思います。

○ 荻須智之委員

わかりました。

○ 森 智広委員長

他にご意見、ご質疑ございますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないようであれば、質疑もないようですので、これより討論に移ります。討論はございます方、いらっしゃいますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

では、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中関係部分、第4目文書広報費中関係部分、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費中関係部分、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第21目諸費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送る事項もなしということでもよろしかったですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中関係部分、第4目文書広報費中関係部分、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費中関係部分、第13目計量消費経済費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第21目諸費中関係部分、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

引き続きます。

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第17目 コミュニティ活動費

○ 森 智広委員長

続きまして、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費についてを議題といたします。

当議案は、追加上程分ですので、資料の説明をお願いします。

ちょっと資料準備まで待ってください。

追加上程分、これです。

もう少しお待ちください。冊子になっているやつですね、各部局の。

よろしいですね。

○ 森市民協働安全課長

それでは、市民協働安全課長、森でございます。よろしくお願ひ申し上げます。私からは、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算のうち市民協働安全課分についてご説明をさせていただきます。まず恐れ入ります、補正予算書（2）につきましては32、33ページでございます。2月補正予算参考資料につきましては4ページ、予算常任委員会資料一般会計補正予算（第8号）につきましては1ページをごらんいただきますようお願い申し上げます。ご説明は、2月補正予算参考資料と予算常任委員会資料を用いてさせていただきます。

今回、自治会が防犯街灯の新設や取り替えを行いました費用及びその電気代の一部を補助いたします防犯街灯新設・維持費補助金の増額補正をお願いしております。補正額は2100万円でございます。予算常任委員会資料1ページをごらんください。年度当初は、LED灯の新設を300灯、取り替えのほうを3200灯、計3500灯を見込んでございました。こ

の取り組みは総合計画の推進計画にも位置づけさせていただき、自治会に対し、維持管理や電灯料及び環境負荷の低減が図れますということを丁寧に周知、啓発をさせていただきました結果、LED灯の新設・取り替えに前向きに取り組んでいただく自治会が多くございまして、実績の見込みが大幅に伸びまして、5685灯となっております。

そういたしましたことから、当初予算額に対しまして2185灯分の2278万8000円が不足となる見込みとなってまいりました。防犯街灯新設・維持費補助金は、新設・取り替えとともに電灯料金の75%を補助しておりますが、2月補正予算参考資料の4ページにございますように、その電灯料金は予算額を下回る見込みとなっております。今回その予算残額の178万8000円を不足額に充てた後の差額2100万円について補正をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。質疑のあります方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 森 智広委員長

よろしいでしょうか。ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものもないということによろしいですか。

（なし）

○ 森 智広委員長

わかりました。

〔以上の経過により、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第17目コミュニティ活動費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 森 智広委員長

続きまして、まだまだ行きます。

議案第90号 四日市市橋北交流施設条例の制定について

○ 森 智広委員長

これより産業生活常任委員会として、議案第90号四日市市橋北交流施設条例の制定についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

まず、資料の確認だけ行います。関連資料の部分ですね。提出議案参考資料の8ページ

でいいですよ。

よろしいでしょうか。よろしいですね。

でしたら、説明をお願いいたします。説明なしか、済みません。説明がないので、質疑に入ります。当議案に関する質疑あります方は挙手をお願いいたします。

○ 日置記平委員

46ページ、この中の予算の内容について……。

○ 森 智広委員長

それは、予算の部分ですか。

○ 日置記平委員

うん、これ。ここだけちょっと今気がついた、見ている。

○ 森 智広委員長

橋北交流施設に関しましては、あさって3月3日に合同審査ということで教育民生常任委員会と一緒にやりますので、ここは条例だけということで。

○ 日置記平委員

はい、なし。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとわからないんだけど、例えば条例認めたけれども、合同審査会で予算を否決されたみたいな話はどうなるんですか。

○ 森 智広委員長

独立している。

○ 伊藤修一委員

条例は条例や。

○ 諸岡 党委員

それは問題ないわけなんですね。

○ 森 智広委員長

独立しているという認識です。

○ 諸岡 党委員

関連はしないと。

○ 森 智広委員長

事務局、済みません、一連の説明をお願いします。

○ 笠井議会事務局主事

済みません、連合審査会の対象になっておりますのが、3月3日、あさって、議案第103号の工事請負契約の締結についてというところで、契約議案の関係が連合審査になっておるというところで。

○ 森 智広委員長

契約議案ですか。済みません、ごめんなさい。となると、そもそも予算はさわれないということですね。別ですから。済みません。

○ 諸岡 党委員

了解。

○ 森 智広委員長

所管外ということで。済みません、日置委員、申しわけありません。

○ 日置記平委員

いいです。ありがとう。

○ 森 智広委員長

じゃ、これは関係ないということで、単独で産業生活常任委員会の案件ですので、第90号についてご質疑ございます方、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

○ 豊田祥司委員

ここに出されているのは、3階部分の会議室について出されているという判断でいいんですよね。

○ 森 智広委員長

その設置について。

○ 豊田祥司委員

会議室の設置について。

○ 駒田市民文化部政策推進監

おっしゃっていただきましたとおり、3階の会議室1から6についての設置条例でございます。

○ 豊田祥司委員

はい、わかりました。

○ 森 智広委員長

よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

それはわかるんですが、あそこは運動場はまた所管が違うから、運動場施設はまた別の使用条例があるということですか。

○ 駒田市民文化部政策推進監

はい。おっしゃっていただきましたように、運動場等につきましては教育委員会スポーツ課の所管というふうなことでございます。ただ、これにつきましては、条例というふうなことではなくて、学校開放に準じる運用をしていきたいというふうに聞いているところでございます。

○ 中森慎二委員

それはわかるけれども、利用者からすると、同じ場所で、運動広場が別のところで、会議室はこれだというのも何か変な話だね。これはこれで理解はするんだけど、実運用としてはどうなのかな。例えばこの会議室を使って座学の講座をして、運動場で何か実技のものをするとかというときとか、屋内体育施設は保育園になるんだっけ。それはないのか。だから、運動場しかないのかな。それはそうなんだけど。

○ 駒田市民文化部政策推進監

屋内運動施設、体育館は、これも同じく教育委員会スポーツ課の所管になるところでございます。

○ 中森慎二委員

ちょっと一考の余地あるね、それ。所管はわかるけれども、使う人から見たら、体育館はまたこっちで申し込んで、会議室はこっちでというのも何かあれですね。これ、申し込むのはどこへ申し込むの、この会議室の利用を申し込むのは。

○ 駒田市民文化部政策推進監

会議室のお申し込みにつきましては所管は市民生活課ということになりますので、開館までの3カ月前からのご予約を承るというふうなことでございますので、それについては市民生活課で、開館後は、当該施設の3階に事務室を設置させていただきますので、そちらで受けていくというふうなところでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、現地で申し込みはできるけれども、そこで体育館とか運動場の申し込みも

一緒に扱ってもらえばいいわけだね、実際の話としては。

○ 駒田市民文化部政策推進監

そのあたりにつきましては現在スポーツ課との調整を図っているところでございまして、なるべくご利用にご不便をかけることがないように努めてまいりたいと考えてございます。

○ 中森慎二委員

我々からも注文つけますけれども、ぜひそれは利用者の立場に立ってお願いしたいと思
います。よろしくをお願いします。

○ 森 智広委員長

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ご質疑、他にないようですので、これより討論に移ります。討論あります方はご発言願
います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第90号四日市市橋北交流施設条例の制定について、原案のとおり決することにご異
議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第90号 四日市市橋北交流施設条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

続いて参ります。

議案第91号 四日市市三浜文化会館条例の制定について

○ 森 智広委員長

議案第91号四日市市三浜文化会館条例の制定についてを議題といたします。

本件についても、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

資料は先ほどの次のページになります。

ご質疑ある方は挙手にてご発言願います。

よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

使用料金のことですが、これは四日市の文化会館のリハーサル室等と比較した場合、どのようなレベルなんですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

文化振興課長、小林でございます。やはり文化会館と、それから、あさけプラザとなやプラザを比較いたしました。文化会館は若干安いところもございますが、若干高目かなというふうなことがございましたので、文化会館よりは抑えるような形にさせていただきました。基本は、普通教室がなやとよく似た金額でしたので、それですべてさせていただいて、それから、それよりも低いところは、あさけプラザあるいは文化会館でも部屋が小さいところに合わせたりというふうなことはさせていただきました。あと、広いところは、リハーサル室とか練習室は1.5倍から2倍のところもございましたが、それもできるだけ、日常的な練習で使われるということで抑えさせていただきました。

○ 森 智広委員長

他にご質疑ございますか。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと大したことじゃない。これって愛称って何かあるんですけど。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

愛称はこれから募集をさせていただこうと思っています。

○ 諸岡 覚委員

結構。

○ 森 智広委員長

他にご質疑ありますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

よろしいですね。他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。議案第91号四日市市三浜文化会館条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第91号 四日市市三浜文化会館条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

次、続いて行きます。

議案第104号 工事請負契約の締結について——旧三浜小学校整備工事——

○ 森 智広委員長

本日これを最後にしたいなと思っております。議案第104号工事請負契約の締結について、旧三浜小学校整備工事を議題といたします。

本件についても、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。提出議案参考資料の23ページになります。

よろしいでしょうか。

質疑に入ります。質疑のあります方は、挙手にてご発言願います。

○ 中森慎二委員

契約内容に異論は何もないんですが、前、委員会でもお話ししていた、近鉄電車からこの三浜小学校はよく見える部分にあるので、この三浜文化会館、愛称は何かわからないけれども、そういったような看板的なものの設置もこの工事費の中に含まれているんですか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

済みません、以前にお話を聞いておりまして、ステンレス製のを——近鉄名古屋線から見えるようなところ、東側になるんですけども——つけさせていただく予定をしておりますが、この工事請負費の中には入っておりません。ただ、予算に対して残がございますので、そこで対応したいと考えております。

○ 中森慎二委員

入札差金でつけるんじゃないなくて、当初からつけてもらうように考えているわけでしょう。そんな、金余ったからつけるなんてそんな話じゃなくてさ。だから、夜だってわかるようなライティングもちゃんとしてほしいと思うし、そういうことで提案したんです、我々は。そのことをやってくれるのかどうかというのを聞いているんです。入札差金があるからそれでやるなんて、そんな取っつけたような話じゃ聞きたくないな、そんなことは。この議案と関係ない話になるので、含まれていないなら含まれていないことでそれは整理しますが、それはどういう形でつけてくれるのかというのは担保してもらわないと、これ、納得できんな。

○ 小林市民文化部長理事兼文化振興課長

済みません、施設名称が決まってないというふうなことになりますと、文字の数とかとあるので変わってきますので、それに関してはこの工事の中身に入れていくということはおしてありませんでした。

○ 中森慎二委員

だから、入ってないなら入ってないでいいというの。だから、それを、そうじゃなくて、どういうふうに対応してくれるのかということをお聞いているの。

○ 森 智広委員長

今後のめどですね。言える範囲で。

○ 小林市民文化部長理事兼文化振興課長

もちろんさせていただくつもりで、設計会社のほうにはそのような予定でいるということはお伝えしております。

○ 中森慎二委員

あんまり乗り気じゃないみたいなのであれなんだけど、やっぱりせつかく見える場所にあるんだから、新たな施設をつくるんだから、あなたたちがもっと積極的にこんなことをしたいと提案してきたらどうなの。何か取ってつけたみたいなお話で、入ってないけれども、

言いわけがましい話ばかりしているんじゃないかと。僕らも残念ですわ。まあいいですわ。

○ 森 智広委員長

意見ということで。

何かありますか。

○ 小林市民文化部理事兼文化振興課長

済みません、ほんとにやる気ではおりますので。この工事費には含まれなかったけれども、させていただきますので、ご安心いただきたいと。

○ 森 智広委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。議案第104号工事請負契約の締結について、旧三浜小学校整備工事につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第104号 工事請負契約の締結について——旧三浜小学校整備工事——について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 森 智広委員長

本日の審議はこのあたりで終了させていただきます。

済みません、ちょっとご報告がございます。あした、朝からは、続きまして協議会から入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、午前中にありました市立四日市病院の審議なんですけれども、院長の関係で本格的な審査は金曜日の朝一となるんですけれども、その前に資料請求の状況と、今後の病院の審査に対する方向性を事前に時間を設けて説明を受けることにします。ただ、市立四日市病院のほうも今、検討しておりまして、これが終わり次第、私含めて理事者と、あしたの昼一か、あさっての昼一かどちらかで設定しようと思っております。この委員会が終わる次第協議しますので、あしたの朝一に、どのタイミングで市立四日市病院の説明を受けるかはご報告させていただきたいと思っております。

あと、これは先日も申し上げましたけれども、あした、私、都市・環境常任委員会のほうに出ることになりましたので、1時から2時の間は休憩ということでご了承いただきたい。早くても2時開始ということですので、そのあたりご了解ください。

何かございますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

それでは、本日の産業生活常任委員会を終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

16 : 34 閉議